

教皇改革

関口武彦

目次

問題の所在

一 教皇座の刷新

二 帝国司教出身教皇の改革

三 改革の進展と教皇権自立への模索 (以上前号掲載)

四 グレゴリウス改革 (本号掲載)

四 グレゴリウス改革

I グレゴリウス七世の改革

中世教会史はローマ首位権確立の歴史であり、グレゴリウス七世期は一時代を画しているといっても過言ではあるまい。^① 首位権確立の

ためには、教会は先ずもって地縁的、血縁的なきずなから自由にならなくてはならない。教会がシモニア、ニコライズムに由来する地域主権従属や聖職世襲制の宿弊から解放されないかぎり、ローマが主導権をとって教会改革を推進する道は開けないからである。グレゴリウスが一〇七五年三月に作成した教皇訓令書 (Dictatus papae) 二十七か条はローマ教会の特権を列挙しており、彼の思想の核心を知る上で重要な文書である。^② 第一条「ローマ教会は神のみによつて建てられた」の命題は、前述したようにアナクレトゥス一世の偽教令にまでさかのぼり、ローマ教会の特権的地位に言及したものである。「ローマ教皇のみが正しく普遍的と呼ばれねばならぬ」(第二条)とあるように、グレゴリウスはグレゴリウス一世以後用いられなくなった「普遍的」《universalis》なる称号を教皇書簡においてたびたび使用した。本規定は、第十、十一、十六条の規定と同じくビザンツ教会を意識したものと見えよう。^③ そしてなによりも教皇が聖俗両分野に責任を負う

最高指導者であることを宣言しており、古代ローマ皇帝の栄光をキリスト教ローマの首長が引き継いだことを示唆するものだ。なぜなら彼のみが皇帝の権標を用い(第八条)、すべての君主によってその足に接吻され(第九条)、その名は世界において唯一のものであり(第十条)、しかも彼は皇帝さえも廃位できる(第十二条)からである。ローマ教皇は聖ペトロの功績によって聖化される(第二十三条)の命題の論拠を、グレゴリウスはパヴィーア司教エンノディウス(五二一年没)の証言にもとめている。エンノディウスは実際にはペトロの聖性が彼の後継者たちを「高貴ならしめる」《illustrat》と述べたにすぎないのだが、グレゴリウスはこれを「聖化する」《sanctificat》と読み替えたのである。のちに皇帝派の教会法学者は、グレゴリウスがしばしば法資料をこじつけて解釈し、エンノディウスの証言の解釈はまさにその好例であると指摘した⁽⁴⁾。ペトロにたいする畏敬の念はグレゴリウスの思想の核心をなすものである。後に彼はハインリヒ四世に宛てて次のように書いた。「文書によってであれ、単なる言葉によってであれ、あなたが我々に送付したものはペトロ自身が受け取るのである。我々が書面に目を通し、話し手の声に耳をかすとき、ペトロ自身がいかなる心づもりでその声明が発せられたのかを鋭い洞察をもって見分ける」⁽⁵⁾。したがって神に従順な者は「使徒自身(ペトロ)の口から受け取ったかのように、我々の忠告を守ることを拒まない」⁽⁶⁾と述

べている。ペトロとの一体視はペトロ神祕説Petrusmystikと呼ばれており、グレゴリウスの人物と思想を理解する鍵である⁽⁷⁾。かくて「ローマ教会と一致しない者はカトリックとみなされない」(第二十六条)のである。従順obedientiaと不従順inobedientiaの区別が、グレゴリウスの思想、感情において中心的位置を占めている⁽⁸⁾。従順はすべての教会の母であるローマ教会に、使徒の頭である聖ペトロに、そして彼の代理である教皇自身になされなくてはならない。従順としばしば同義とみなされたのが謙抑humilitasであり、その対極は驕りsuperbiaである。神と地上における彼の代理の命令、勧告に従順と謙抑をもって応えることが正義を全うするゆえんなのである⁽⁹⁾。一〇八〇年三月のローマ四旬節会議において教皇がルードルフを正統な王として承認したのは、ハインリヒに驕り、不従順、欺瞞《superbiainobedientia, falsitas》をみとめたのに対して、ルードルフには謙抑、従順、誠実《humilitasobedientia, veritas》を見出したからであった⁽¹⁰⁾。グレゴリウスがその書簡でもっとも多く引用した聖句は、主に服従しないサウル王を非難した預言者サムエルの言葉である。「あらがうことは魔術の罪のごとく、かたくなな心は偶像崇拜の罪のごとし」(サムエル前一五・二三)はグレゴリウスの確信でもあったといえよう⁽¹¹⁾。彼はまたエレミア書の一節を好んで引用した。「主のわざを行うて怠る者は呪われ、その剣を抑えて血を流さざる者は呪われる」(同書

四八・一〇)。モアブ人を滅ぼすのに力をかさない者たちへの呪いの言葉である。この聖句の戦闘性が彼を魅了したことはまちがいない。大助祭ヒルデブランドはカダルス（ホノリウス二世）に対抗するために一千人のノルマン人部隊を率いてネロの広場で奮戦したし、教皇就任後もパタリアの指導者エルレンバルドゥスへの軍事的支援をアクイ司教とパヴィーア司教に要請している¹²。彼が「聖なる教会の敵に對して神の戦い bellum Dei をたたかぬ¹³」というとき、それはメタファーではなくて実戦での武力行使を意味した。グレゴリウスは「キリストの戦士」(miles Christi) の概念を根底からくつがえしたのである。それは靈的闘争や修道士の禁欲の実戦者から教皇の目的達成に協力する軍事的奉仕者へと意味を変えたのである¹⁴。一〇八二年五月四日に召集されたローマの聖職者の集会 (conventus) において、教皇はウイベルトゥス (クレメンス三世) に対抗するために教会領を質入して兵士を雇い入れることを提案した。しかし出席者全員がこれに反対した。教会は血を流すべきではないし、教会の費用は「世俗の軍事行動」《militia seculari》のためではなくて貧者給養、禱務、捕虜の請戻しのためにこそ使われなくてはならないからである¹⁵。グレゴリウスが支援しまた登用した人物は、彼に劣らず非妥協的で戦闘的な性格の持ち主である。パタリアの指導者エルレンバルドゥス、教皇特使デイコ教ユーグ、オロロン司教アマトゥスを想起するだけで十分であ

ろう。マクドナルドは皮肉をこめて書いている。前述のエレミア書の聖句は彼の書簡の十か所で引用されているが、これをまっこうから否定した周知の聖句「汝の剣をもとに収めよ、すべて剣をとる者は剣にて滅ぶなり」(マタイ二六・五二) をグレゴリウスは忘れてしまい、一顧だにしなかったのである¹⁶、と。

グレゴリウス七世期は教会法史においても新時代を画している¹⁷。すでに大助祭のときに彼はベトルス・ダミアーニに使徒座の特権と権原にかんする法書をまとめるように要請していた¹⁸。法資料収集の奨励によって、一〇八〇年頃に学説彙纂がローマないしモンテカッシーノの近傍で発見されたことは特筆に値しよう。グレゴリウスの在位期に編纂されたカノン法集成は、それ以前の集成とおもむきを異にしている。編纂の意図と作品内容を知る手掛りになるのは当該集成の最初に添えられた序言である¹⁹。編纂者がローマ教会の聖職者ということもあつて集成の意図と視点が明確であり、ローマ首位権の強調が顕著な特徴をなしている。サンマルコの司祭枢機卿アットのカノン法集成 (一〇七三―八〇年代前半) は、その序言において「ローマ教皇によつて確認されない文書は真正ではない」と述べている。彼によれば、聖ペトロこそは法の真贋を見分ける試金石なのである²⁰。サンピエトロ・イン・ヴィンコリの司祭枢機卿デウスデーディットの集成 (一〇八六年) ではローマ中心思想は一段と強化されている。彼は偽イシド

ルス法令集から多数引用しつつ使徒座への服従を強調した。殉教者キプリアヌスが教皇のみならず彼の補佐者であるローマ教会の司祭や助祭にたいしても恭順の意を示した例を取り上げて、教皇と使徒座の聖職者への服従がカトリック教徒の義務であると述べたのである。⁽²¹⁾さらに偽イシドルス法令集から頻繁に引用したルッカ司教アンセルムスのカノン法集成がある。⁽²²⁾注意すべきは、原文テキストを収録するさいに法文に大幅な手直しを施していることだ。これは他のグレゴリアンの教会法学者にもしばしばみとめられる。⁽²³⁾つまりカノン法集成は過去のカノンの忠実な再現にとどまらず、集成自体がテキストの意図的な改竄によって新たな法の創造に寄与したことを忘れてはならない。

教皇訓令書には伝統的な法原則に違背する条項が少なからず見出される。「教皇は不在者を罷免することができる」(第五条)、「彼の命令と許可があれば、下位の者が「上位の者を」提訴できる」(第二十四条)「彼は教会会議を開かずに司教を罷免し復位させることができる」(第二十五条)などの規定はいずれも教会法の原則に反するものである。⁽²⁴⁾注目すべきは第七条の規定である。「時代の必要に応じた新たな法を制定し、新司教区を創設し、参事会聖堂を修道院に、また修道院を参事会聖堂に変更し、豊かな司教区を分割し、貧しい司教区を統合することは彼だけに許されている」と。だが「時代の必要に応じた新たな法を制定する」《pro temporis necessitate novas leges

condere》場合でも、彼自身は法の変更が刷新を意味するとは考えていなかった。他の誰よりも自分が祖先の足跡に倣い、先例に従っていると確信していたからである。グレゴリウス七世の書簡冒頭の定詞がこれを示している。「聖教父の」《sanctorum patrum》というフレーズで修飾される語句は多岐にわたる。⁽²⁵⁾「聖教父の」權威、譴責 *censura*、約掟 *constitutiones*、伝統、教令、戒律、教令と教義《*decreta doctrinae*》、さらに「聖教父の」言辭と行為《*dicta vel facta*》、道と教義《*viam et doctrinam*》、实例、法令 *instituta*、書物、訓戒 *precepto*、そして「聖教父の」特權、規則、足跡 *vestigia* が繰り返して述べられ、自身の訓戒、命令、教令、譴責が聖教父の慣例に倣い、伝統に合致していると堅く信じていた。彼が引用した有名な言葉「主は私は真理であり生命であるといったが、慣習であるとは言わなかった」⁽²⁶⁾はアフリカの教父のあいだで膾炙したものであり、おそらくテルトゥリアヌスにまでさかのぼるであろう。⁽²⁷⁾それは悪しき慣習を廃して真理に復帰することを意味するが、グレゴリウスによれば、真理はすでに聖教父たちが唱道し実践していたものなのである。「人びとは、理論的には復古することによって改革をおこなった」といわれるゆえんである。具体的な例を幾つかあげよう。リエージュ司教ハインリヒ宛書簡の中で、教皇は聖教父の教令こそが一切の判断の基準であり、教会問題について決定を下すときにはつねに「新たな法や我々

自身の決定を持ち出すのではなくて」《non nova aut nostra proferimus》、聖霊をおとして聖教父が語ったことに従い、それを実行するのが自分のつとめであると述べた。⁽³⁰⁾また教会会議開催の意図を伝える全信徒宛の書簡では、彼の目的は法の刷新ではなくて「聖教父の教令に従って正義をおこなうことにある」《secundum sanctorum patrum decreta parati erimus quod iustum est facere》と説明している。⁽³¹⁾さらにトリノ司教クニベルトがサンニミケレ・デラ・キウザ修道院に圧力をかけているのをとがめて、教皇は次のように書きおくれた。「聖教父の特許状に目を通すならば、大司教でさえも、もしも彼が修道院長に招待されたのでないかぎり、多くの修道院では聖務をはたすことが禁止されているのを知るでしょう。俗人の騒々しい来訪と振舞いによって修道院の静謐が乱されなためなのです」。⁽³²⁾ここで言及されている聖教父の特許状とはグレゴリウス一世がリーミニ教区の一修道院長をリーミニ司教の圧力から守るために発給した同司教宛の書状であって、すでに前世紀末にフルリー修道院長アボンがそのカノン法集成に収録したものであった。⁽³³⁾一〇七九年四月二十日に、グレゴリウスはリヨン大司教にガリアの「四管区の上位にある首座大司教権」《primatum super IV provincias》を承認した。教皇は同日にルアン、トゥール、サンスの各大司教にこの旨を通知している。⁽³⁴⁾リヨンの首座権創設のさいに彼が依拠したのは、すでに野口氏が指摘し

ているように偽イシドルス法令集に収録されたアナクレトゥスの偽教令であって、教皇は教会法の伝統を尊重し、それを忠実に再現しようとしたのである。⁽³⁵⁾グレゴリウスの立法活動が創造的というよりは解釈的であり、彼自身の法意識が保守的であったといわれる理由である。⁽³⁶⁾

グレゴリウス七世は重要な政策決定の多くをほとんど単独でおこなった。⁽³⁷⁾少数の腹心を教皇特使に任命し、途方もない権限をゆだねて教会問題に介入させた。しかも長期間、特使職に据え置いたのである。彼らは司教か修道院長であって枢機卿ではない。デイ司教ユーグ（後のリヨン大司教）をガリアの、オロン司教アマトゥス（後のボルドー大司教）を南フランス、スペインの、パッサウ司教アルトマンをドイツの、ルツカ司教アンセルムスをロンバルディアの、サンニヴィクトル（マルセイユ）修道院長リシャルをスペインの特使に任命したのはその例である。教会会議における教皇特使の判決はしばしば教皇以上に厳しかった。とくにユーグとアマトゥスについてはそうであり、教皇は後に判決を取り消したり、警告の書簡を両特使に送り届けている。たとえばユーグがオートタンとポワチエに召集した教会会議（一〇七七年九月と一〇七八年一月）に欠席したという理由で数名の大司教が聖職を停止されたが、一〇七八年三月のローマ四旬節会議において教皇は特使の判決を破棄して、大司教をもとの職位にもどし

ている。³⁷一〇七八年上半年期にアマトゥスはヘローナに教会会議を召集し、シモニストによる聖別、叙階の無効を決議させた。違反者に再聖別、再叙階を命じたのである。³⁸この主観主義的秘跡論は、同年秋に開催されたローマ教会会議で教皇自身によって取り消された。さらにユーグとアマトゥスが共催した教会会議（たぶん一〇八一年一月八日に開かれたサント教会会議）は、会議を欠席したノルマンディの司教全員を聖職停止に処し、十分の一税支払いに消極的な当地の騎士を破門した。³⁹報告を受け取った教皇は、イングランド王ウィリアム一世の利害がからむ問題については節度をもってとりくむように両特使に指示をあたえている。ウィリアムは「他の王たちにくらべて十分に称賛と名譽にあたいすることを示している」⁴⁰からである。またノルマンディの騎士を破門して彼らの憤りを買ったのは遺憾である。彼らは当地の聖職者の倫理的改革に非常に協力的であったからだ。したがって「当分の間あなた方（ユーグとアマトゥス）の英知が教会法の厳しさをやわらげるように」⁴¹期待する。「騎士たちが正義の仮借なさを口実に、より悪しき機会に乗ずることがないように」⁴²するためである。厳正な正義が悪への逃避の口実にならないためにも、法の適用免除や緩和への配慮がときには必要だと教皇は主張したのである。だが両特使にたいするグレゴリウスの信頼は揺らいでいない。ユーグはグレゴリウスが後継教皇に考えていた三名の候補者の一人であった。⁴³

教会統治から疎外された枢機卿の不満は、ハインリヒ四世の皇帝戴冠を目前にひかえた一〇八四年三月になって爆発した。十三名の枢機卿（このうち九名は司祭枢機卿）がグレゴリウスを見捨てて対立教皇側に寝返ったのである。⁴⁴その一人ペーノは、教皇が「聖座の枢機卿との協議をしりぞけた」⁴⁵ことを大規模な離反の理由としてあげた。ミラノ大司教候補であったアット、アレクサンデル二世下で聖座の書記局長をつとめたベトルスも離反者に含まれた。グレゴリウス七世は行政組織の改革、枢機卿団の組織化には寄与するところが少なかったものであり、この分野での進展はウルバヌス二世の登場を待たなければならなかったといえよう。⁴⁶

II グレゴリウス改革の展開

十二年におよぶグレゴリウス七世の在位期を三つの時期に分けて考察することにした。第一期は教皇選出（一〇七三年四月二十二日）からカノッサ事件（一〇七七年一月二十五―二十八日）まで、第二期はカノッサ事件からハインリヒ四世が再度破門・廃位されたローマ四旬節会議（一〇八〇年三月七日）まで、第三期は当会議から教皇の死（一〇八五年五月二十五日）にいたるまでである。

(i) グレゴリウス七世はラヴェンナ大司教ウイベルトゥスに教皇選出の状況について説明している。前教皇の葬儀がラテラノ聖堂で執り行われていたときに、後継者をめぐって会衆のあいだに動揺が生じた。彼らは猛り立ったかのように大助祭ヒルデブランドのもとに押し寄せ、一言も発する暇をあたえずに彼を教皇に担いだのである。すべては時の勢いであった。グレゴリウスは当時の心境を詩篇の一節（六八・三）に託している。「私は海の深みにはまり、嵐が私を沈めた」と。グレゴリウス六世を含めて六名の教皇に仕え、教皇官房の内情にも通じていた彼が選出される可能性は十分であった。グレゴリウスは自身についてはほとんど語らなかつたので、出自や教会歴については不明の部分が少なくない。しかし彼が修道士出身であった点については一部に異論もでているが、伝記、政敵の主張、思考・生活態度などを勘案すると否定しがたいように思われる。⁴⁸ 絶交状態にあったハインリヒ四世には選出通知を出さなかつたし、王の同意を求めてもいない。だが八月末にグレゴリウス宛の書簡の中でハインリヒは「天上から使徒職をしるしづけられた教皇グレゴリウス」《domno Papae Gregorio apostolice dignitate caelitus insignito》と述べて彼の教皇職を事実上承認したのである。同書簡は、同年夏にザクセン人の反乱によってハールツを追われ、八月十八日のカッペルの諸侯会議でザクセン軍征討の望みも絶たれて窮地に立たされた王が教皇に哀訴したものと

であり、一般に哀願書簡 (*supplex enstola*) の名で知られている。⁴⁹ ここで王は悪しき顧問の助言に従ったために教会にたいして罪を犯したことを詫び、今後シモニア行為をやめて教皇の助言と助力を得て教会改革を進めてゆきたい《*ecclesias corrigere*》と述べている。王権と祭司権の協力を実現するために、以後「すべてにおいてあなたの命令にこの上なく熱心に従うでしょう」と言い、ミラノ教会の問題も教会法にのっとって解決したい旨をつげたのである。グレゴリウスはミラノの騎士エルレンバルドゥスに宛てた手紙で、王の書簡が「喜びと服従に満ちた言葉」でつづられており、「王も王の先任者もローマ教皇におくつたことがないと記憶するような内容であった」と驚きを表した。⁵⁰ 哀願書簡から一〇七五年初頭にいたるおおよそ一年半は、教皇とハインリヒの関係は比較的良好であった。一〇七四年四月二十七日に、ハインリヒはニュルンベルクの教会会議において母后アグネスの立会いのもとに二人の教皇特使（オステティアとパレストリーナの司教枢機卿）によって赦免されて教会と正式に和解した。⁵² 同年十二月七日付けのグレゴリウスの書簡では、ミラノ問題がまだ未解決なのは不満であるが、王がシモニア異端の追放に前向きであることを称え、「ミサにおいてあなたを記憶したし、今後も記憶するであろう」と語っている。さらに東方のキリスト教徒を異教徒の支配から解放するために五万人の兵士を率いてエルサレムに遠征する準備をととのえて

おり、東征中は「ローマ教会をあなたにゆだねる」《tibi Romanam ecclesiam relinquo》とまで述べて王への信頼を示したのである。⁽⁷⁴⁾

改革への楽観的な気分は一〇七五年二月にローマで開催された四旬節会議ではもはや見られない。当会議ではシモニアへの関与が疑われたハインリヒの五人の顧問が破門を警告されたうえに、俗人叙任の禁止が決議されている。これを伝えているのはミラノの年代記作家アルヌルフである。「教皇はローマで開かれた教会会議において、王が今後司教職を授ける権利をもつことをおおよげに禁じ、すべての俗人から教会の叙任権をとりあげた。さらに王のすべての顧問にアナテマを宣告し、もしも王がただちに本規定に従わなければ、彼もアナテマに処すると脅かした」と。後のグレゴリウスの書簡から推して、俗人叙任の禁令が決議されたのは事実であろう。しかし、この禁令によってグレゴリウス七世とハインリヒ四世の対立がひきおこされた形跡はない。同年にグレゴリウスが王に出した書簡は三通をかぞえるが、このうち二通はバンベルクのシモニスト司教ヘルマンの廃位をめぐるものであり、彼にかわって良き司牧者を選出されねばならないと述べている。⁽⁷⁵⁾十一月三十日に新司教ルーペルトがハインリヒによって叙任されたが、これに対する教皇の非難や譴責は伝えられていない。もう一通は十二月八日付けの書簡である。ここで教皇は「神の名譽よりも人間の名譽を重視する者が耐えがたい重荷、測り知られない不快の種で

あるという当該教令を、我々は正しい表現を用いれば、むしろ救いに必要な真理salutis necessarium veritatemであり光明であると呼ぶのです」と述べている。⁽⁷⁶⁾ここで言及されている当該教令《Hoc decretum》が二月の四旬節会議で決議された教令を指しているのは明白であろう。一〇七五年ないし一〇七六年に王によって叙任されたシユパイアー、カンブレ両司教は、俗人叙任の禁令を知らなかったと釈明して教皇から赦免されている。⁽⁷⁷⁾すでにテオドル・シーファーが述べたように、禁令は決議されたがただちに公布されなかったのではないかと考えられる。⁽⁷⁸⁾

一〇七五年はハインリヒが統治に自信を回復した年である。三月末にミラノに大火が発生して聖堂が焼失した。保守勢力の暴動がおこり、パタリアの指導者エルレンバルドゥスが暗殺された(四月十五日)。パタリア運動の衰退の始まりである。六月九日にヴェルツブルク近郊ホンブルクHomburgの戦いでザクセン・テューリンゲンの連合軍が敗北を喫し、十月に王に降伏した。ハインリヒに宛てた手紙で教皇は勝利を祝すとともに、これはザクセン人の傲慢がまねいた罰であると述べ、ローマでの皇帝戴冠の可能性に触れた。⁽⁷⁹⁾しかしベアトリーチェとマティルダに宛てた九月十一日付けの書簡では、ミラノ問題に曖昧な態度をとりつづける王にいらだちと不信をつのらせている。⁽⁸⁰⁾両者の緊張を高めたのは、ザクセン軍降伏の直後にハインリヒが以前の約

束を撤回して国王礼拝堂付き副助祭テダルドゥスを、反バタリア派の要望をいれてミラノ大司教に任命した事件である。同座にはすでに前教皇が承認したアットがいた。十二月八日にグレゴリウスは三通の書簡をあいついで発給した。テダルドゥスには年明けのローマ四旬節会議に出頭して任命の経緯について説明するように求め、それまではいかなる品級も受け取らないように命じた。ミラノの属司教には教皇が決定をくだす前にテダルドゥスを聖別しないように伝えた。⁽⁶²⁾ハインリヒに対しては、彼が教皇座によって破門された者たちと相変わらず交渉をもち、ミラノ問題に関する以前の約束を反故にしたこと、フェルモとスポレート両司教座にローマ教会の見知らぬ人物を任命したことなどをあげて非難した。最後にサウル王の故事を引用し、王が勝利に驕って謙虚さを忘れ、聖ペトロの主張に耳をかさないならば、王位が他者の手にうつる可能性もあると警告した。さらに本書簡を王にとどける三名の使節に秘密の伝言を託したことに触れ、彼らもどって王の意向を確かめるまでは最終的な決断を留保すると述べている。⁽⁶³⁾

一連の改革カノンの公布は聖職者のあいだに不安と怒りを呼び覚まし、しばしば脅迫や暴力沙汰をひきおこした。とくに聖職者の貞潔を命じた教令を教会会議で布告した高位聖職者は投石や暴行によって生命の危険にさらされたのである（一〇七四年のルマン、パリ教会会

議）。同年、帝国においてもエルフルト、パッサウの教会会議で聖職者独身制が公布されると、教区の聖職者から猛烈な抗議がおこっている。⁽⁶⁴⁾保守的なベネディクト修道士であったヘルスフェルトのランペルトでさえも、クリュニーやヒルザウなどの改革修道制には批判的であった。ザールフェルトとジークブルクに三か月半滞在した経験から、改革修道士はその禁欲的生活のゆえに「人間ではなくて天使、肉ではなくて霊」《non homines sed angelos non carnem sed spiritum》のように思われたと言い、「我々の慣習は、かれらの慣習よりもいっそうよく聖ベネディクトの戒律に合致している」と述べている。⁽⁶⁵⁾管区教会会議の開催を命ぜられたドイツの大司教は、在俗聖職者の反発をおそれ開催を延期するか会合そのものに抵抗した。ドイツ司教団との対立は大司教との争いから始まったといつてよい。一〇七四年十二月に、教皇はマインツ大司教ジークフリートにたいして次回のローマ四旬節会議に属司教を引き連れて出席するように求めている。さらに評判のよくない属司教の素行を調査して報告するように命じた。⁽⁶⁶⁾翌年九月には、シモニアの疑いがもたれているストラスブルク司教の調査を要求した。ここで教皇は、世俗の騎士が主君のために勇んで戦場におもむき、死の危険さえもかえりみないというのに、主の司祭である我々が王キリストのために戦わないのは恥ずべきことではないかと書いている。⁽⁶⁷⁾ジークフリートがとくに反発したのは、ベーメンの司教

座ブラハとオルミユッツの争いに聖座が干渉し、調査のために二人の教皇特使を派遣したことであった。ベーメン公の弟でプラハ司教ジャロミールとオルミユッツ司教ヨハネスの争いは、ベーメン公をも巻き込んだ一大騒動に発展していた。⁽⁸⁸⁾ 両司教はマインツ大司教の属司教なので、大司教が責任をもって解決にあたりたいというのがジークフリートの主張であった。これに対してグレゴリウスは、オルミユッツ司教が侮辱され司教座教会の権利が侵害されたときに、マインツ大司教は手をこまぬいて調査を行わなかったのでオルミユッツ司教はやむなく聖座に苦情を訴えたのであり、我々はこれを受理して二人の助祭枢機卿を現地に派遣したと述べ、逆にマインツ大司教の怠慢を批判した。そして次のように言う。「使徒座の判決は、あなただけではなく総大司教、首座大司教もこれを拒否する自由はないことを銘記すべきです。ローマ教会に対抗して何かを授けたり企てたりしてはなりません。ローマ教会の豊かな好意なしには、あなたはその地位にとどまることすらできません」⁽⁸⁹⁾。トリリア大司教ワードに対しては、トゥール教区の聖職者からシモニアと異性問題で告発された司教ピボの行状を調査して報告するように命令した。⁽⁹⁰⁾ ピボは妻帯して子供までもうけていたが、ワードと集まった二十名の司教は、下級聖職者の告発を受理した教皇の法手続きは従来の法慣習に反しているという抗議した。審理はおこなわれたが、ピボが証言を拒んだためにワードは彼に無罪

を言い渡した。⁽⁹¹⁾ プレーメン大司教リーマルは、二人の教皇特使（パレストリーナの司教枢機卿フーベルトゥスとオステリアの司教枢機卿ゲラルドゥス）が予定していた教会会議の開催を妨害したという理由でローマ四旬節会議への出席を命ぜられ、その間聖職の執行を停止された（一〇七四年十二月）⁽⁹²⁾。だが同会議に出席しなかった彼は、不服従のゆえに正式に聖職停止と破門を宣告された。⁽⁹³⁾ リーマルはヒルデスハイム司教ヘジロに教皇に対する不満をぶちまけている。管区教会会議を召集すべきかどうかを決めるのは大司教であって教皇ではない。大司教が属司教の同意を得てはじめて開催できるのである。「この危険な人物（グレゴリウス七世）は、おのれが欲することをまるで自分の差配人 *subditus* であるかのように司教に命令したがっている。もしも司教が彼の命令するすべてのことを行わないと、彼はローマに召喚されるか裁判なしに聖職停止を命ぜられる」⁽⁹⁴⁾。リーマルが理想とする教会統治の在り方は司教会議中心の司教制主義的統治であって教皇君主制的な統治ではない。それは司教権同格のテーゼにもとづいており、改革教皇が主張する教皇首位権のテーゼとはまっとうから対立したのである。

聖職者の怒りをかきたてたのは教皇による伝統的慣習の軽視だけではない。教皇はシモニストや身持ちの悪い聖職者を追放するために教区民と諸侯に協力をもとめたのである。俗人の力をかりて品行な

聖職者を追放するという手法をおそらく彼はパタリア運動から学んだのであろう。⁽⁷⁶⁾ ヒルザウ改革の創始者、シュヴァーベンのカルー伯夫妻やフランドル伯にたいしてシモニア、ニコライズムの罪に染まった司祭のミサをボイコットするように呼びかけた。⁽⁷⁷⁾ グレゴリウス一世が言うように「悪しき司祭は民の滅び」《sacerdotes mali ruina populi》であるから、使徒座の命令に服さない司教には服従の義務はないとフランドル伯に書きおくっている。他方ではシモニア、ニコライズムと熱心に戦っている司教を支援するようにローデイの教区民に呼びかけ、聖職者の不品行を改めさせるために教区民にミサへの出席を禁止するようにパリ司教に要請した。⁽⁷⁸⁾ このような手法はさらにエスカレートして実力行使の正当化に行きつく。これもまたパタリア運動と同じである。シュヴァーベン公ルードルフとケルンテン公ベルトルトの両名にたいして次のように言う。「軽んぜられた法と一緒に人々の魂が減びるよりは、あらたな方法を用いても神の正義を再建する方がはるかに好ましいと我々には思われます」。⁽⁷⁹⁾ シモニアに関与したり、身持ちの悪い司教を一掃するために、彼らのミサの執行を「必要があれば力を用いても」《etiam vi si oportuerit》阻止するように呼びかけた。司教を改悛させるために民衆の力に訴えるというやり方は司教の自尊心をいたく刺激し、教皇への反感をつよめ、彼からの離反をうながす一因になったといえよう。

一〇七六年一月二十四日にハインリヒ四世がウォルムスに召集した諸侯会議には二名の大司教、二十四名の司教（イタリア人司教は一名のみ）が出席した。俗人諸侯で出席が確認されるのは低地ロタリンギア公ゴットフリート三世のみである。王と司教団はグレゴリウス七世に対してそれぞれ退位勧告と服従拒否を宣言した。王権の尊厳を傷つけ、帝国司教の伝統的権威を踏みにじったというのがその理由である。ハインリヒが神からあたえられ、ローマ市民が同意したパトリキウスの職権によって退位を勧告しているのは注目されよう。⁽⁸⁰⁾ 父ハインリヒ三世の時代にはローマ教会の改革派との合意にもとづいて行使された権利が、今やおのれと対立する教皇の排斥を正当化する武器として使われたのであり、これ以後称号の合法性は改革派サークルから急速に失われていった。⁽⁸¹⁾ 司教団はこれまで「恐怖と尊敬の念から」《metu et reverentia》教皇にたいして沈黙を守ってきたが、彼らが別便で送った「真実の声明」《veris assertioibus illorum》がおおやけになれば、グレゴリウスは決して使徒の座にとどまれないであろうと王の書簡は述べている。⁽⁸²⁾ これは当会議の主役が司教であったことを物語るものだ。司教団の積年の不満が一挙に爆発したのがヒルデブラントに宛てた否認状である。⁽⁸³⁾ 彼は傲慢に由来する「不敬な刷新」《profanis novitatibus》と自身の名声を追い求めている。教会の肢体

は引き裂かれ、不和のはむらはヨーロッパのすべての教会に広まっている。司教から権力を奪い、教会問題を「民衆の狂気」《*plebeio furor*》にゆだねることによって彼は「使徒制度の活力」《*Apostolicae institutionis vigorem*》を殺いだのである。シモニア、ニコライズムの禁令については次のように言う。「涙なしには語れないが、あなたが自慢する教令によってキリストの名はほとんど地に堕ちたのである」⁽⁸³⁾。教区民の誰かが罪を犯したと聞きつけるとさっそく教区に干渉し、「あなた自身かあなたが特別につかわした者のほかは誰も繋釈権をもたない」⁽⁸⁴⁾。教皇が強制した聖職者のモラルの改革、特使の派遣と司教区への介入、身持ちの悪い司祭の追放のために民衆の協力を訴えたことなどがいかに帝国司教にとり屈辱的で不評であったかを否認状は示している。ハインリヒはローマ市民にも煽情的な手紙をおくって彼らの決起をうながした。「我々は彼の血を流せとは言いません。じっさい廢位ののちは死よりも生の方が彼にとってはより重い罰になるでしょうから」⁽⁸⁵⁾と。

二月に開催されたローマ四旬節会議では造反の首謀者とみなされたマインツ大司教ジークフリートが破門されたが、みずからの意志に反して署名した者には教皇は鎮の聖ペトロの祝日(八月一日)まで猶予をあたえ、ローマに自身で出頭するか使節を遣わして赦免を得るようによびかけた。ローマ人の王(*rex Romanorum*)からドイツ人の王

(*rex Teutonicorum*)に格下げされたハインリヒの廢位・破門は聖ペトロへの嚴肅な呼びかけの形式をとっておこなわれ、同時に教皇はハインリヒの臣下を王への忠誠誓約から解除したのである⁽⁸⁶⁾。後に触れるように、国王派の論争文書が教皇をつよく非難したのは秘跡自然とみなされていた忠誠誓約のこの取消しであった。廢位・破門通知をユトレヒトで受け取った直後に、ハインリヒは二通の書簡をヒルデブラントとドイツの司教団におくった。三月二十七日付けの「にせ修道士ヒルデブラント」《*Hildebrando falso monacho*》宛書簡では、王権が直接神からあたえられた事実を再三強調し、塗油されて王位にいた者は「神のみによって裁かれ、信仰からの逸脱―これはありえないことだが―以外の他の罪によっては廢されない」⁽⁸⁷⁾と述べている。四月に司教に宛てた回覧書簡ではいわゆる二劍論に言及した⁽⁸⁸⁾。二振り(ルカ二二・三八)すなわち靈の劍と肉の劍がともに教皇に属することを明言したのは後のクレルヴォー修道院長ベルナルドであるが、グレゴリウス七世も王の廢位にみられるように事実上この原則にたって行動していた。この考えは「聖なる神の秩序」《*piam Dei ordinationem*》に反するとハインリヒは反論する。「王権が祭司権の名譽を、祭司権が王権の名譽をそこなわないように、それぞれが愛をもって交わること」⁽⁸⁹⁾が肝要だと主は教えているではないかと主張した。シュナイダーは、両書簡が救済王権を異端支配として断罪した教皇権

に対して王権の秘跡的基礎にたつておのれの支配権の正当性を守り抜こうとした王の神学的回答であったと述べている。⁹⁰⁾

しかしながら事件は、ハインリヒ四世が期待したとおりには進まなかった。五月以降王から離反する司教があいつぎ、これが反王権的諸侯（シュヴァーベン、バイエルン、ケルンテンの諸公）の不穏な動きと結びついた。教皇は九月にドイツの信徒に宛てた手紙の中ではじめて新王選出について言及し、十月にはトリブールに諸侯会議がもたれた。当会議で主導権をとつたのはトリリア大司教ウードがひきいる穏健派であり、ハインリヒの謝罪による教皇との和解が提議された。

対岸のオッペンハイムにある王の陣営とのあいだに繰り返し交渉がもたれ、その結果「王ハインリヒの約束」(promissio Heinrichi regis)

および「王の一般告示」(edictum regis generale)の両文書が公表された。⁹²⁾前者において王はあらためて教皇への服従を誓い、後者では臣下にたいして教皇への服従と償いを果すようによびかけた。王はその約束の中ですべての点において教皇に恭順の意を表し、誠意ある償いと悔悛を果すと述べながら、最後のセンテンス（第三項）では一転して教皇にも責任の一端があると弁解しているのは注目されよう。

「しかしながら聖下がご自身について広まっている噂が教会に不和をもたらし、お忘れにならず、またこの疑惑がおおやけの意識と懸念から払拭されて、聖下の英知によって教会と王国の全般的な

静穏が確立されることが望ましいでしょう」⁹³⁾。この箇所は当該約束が偽書であるという説に反論するものだ。ハインリヒは全面的な降伏ではなくて名誉ある撤退を望んだのであり、和睦のために教皇特使の側にも一定の譲歩をもとめたのである。トリブールでは王の廢位を主張する強硬派の意見はしりぞけられたが、きたる二月二十日にアウクスブルクで教皇出席のもとに教会会議を開くことを決め、王の破門が一年以上にわたって解かれぬときには、彼は王位を失うであろうと決議した。教皇と諸侯の同盟の実現をおそれた王は、苦肉の策として直接教皇と面談して破門を解いてもらうのが得策と考え、厳寒のモン・スニ峠を越えてトリリーノ、ヴェルチェッリ、パヴィーアを経由して教皇が滞在するカノッサに行き、ここで教皇の赦免を得たのである。

(ii) カノッサでは王位問題は直接のテーマになっていない。ハインリヒは破門を解かれて信徒の交わりに受け入れられたのであって、このときにグレゴリウスは彼の王位を承認したといつてよい。ハインリヒの王位復帰についてはフリッシュとアルキリエールの論争が知られている。⁹⁴⁾フリッシュはカノッサの赦免によってグレゴリウスはハインリヒの王位復帰を承認したと考えたが、アルキリエールは教皇が破門を解いたことと王位回復は別問題であつて、一〇八〇年三月まで帝国の王位問題は未解決のままであつたと言うのである。野口氏もアル

キリエール説に賛同している。⁹⁵その後モリソンのように、カノッサの会見においてグレゴリウスはハインリヒを合法的な王と認めたが、王位への復帰問題は権限外事項とみなしたとする説も出された。⁹⁶アルキリエール説の論拠は一〇八〇年三月七日に開催されたローマ四旬節会議におけるグレゴリウス自身の説明である。当教会会議は再度ハインリヒを破門し、ルードルフを合法的な王として承認した。ここで教皇は、ハインリヒの破門を解きはしたが彼を廃位した一〇七六年の四旬節会議の決定をくつがえして再び王位にもどしたわけではなく、臣下にハインリヒへの忠誠義務を命じたりもしなかったと述べたのである。⁹⁷しかし、この説明はカノッサ事件を両者の決定的な決裂の時点から回顧して合理化したものであって、歴史の書換えにほかならない。これが当時の実状をただしく伝えているとは思われない。⁹⁸カノッサ事件から再度の破門にいたるまでグレゴリウスはハインリヒを七回王 rex⁹⁹として言及しているが、「以前の王」(dicus rex) とよんだ例は一件もない。⁹⁹またカノッサでのハインリヒの誓約書は「ドイツ人の王ハインリヒの誓約」(Iusurandum Henrici regis Teutoniorum) であって、ここで彼は次の二点を教皇に約束した。¹⁰⁰第一点はグレゴリウスの判断に従って正義をおこない、彼の助言にもとづいて諸侯との一致に努めることであり、教皇を仲裁者として位置づけている。第二点は、グレゴリウスがアルプスをこえて王の領内にやってきたときに

は「私自身および私が強制できる者たちから身の安全を保障されよう¹⁰¹」と述べ、教皇の護衛、側近、特使についても同様であると約束している。「私が強制できる者たち」とは王と諸侯の主従関係を前提としており、王権の行使なしにはこうした誓約をハインリヒからとりつけること自体が意味をなさなかったであろう。だがここで注意しなければならぬのは、王位復帰の問題はあくまでも教皇側の主張にかかわるものであって、ハインリヒとその官房では彼が王であるという点についてはいささかの疑念も動揺も存在しなかった。オッペンハイムでもカノッサでも教皇の廃位権の承認が王に要求された譲歩要件ではなかったのである。およそ一年前にハインリヒが教皇に退位をせまった書簡でも、すでに述べたようにこの点については明快である。「聖教父の伝承が教えたように、私は神のみによつて裁かれ、信仰から逸脱しないかぎりいかなる罪によつても廃位されることはない」と。ハインリヒが教皇による廃位や臣下の忠誠義務の解除を認めなかったのは当然であろう。

ボニーゾやコンスタンツのベルノルドゥスはカノッサにおけるハインリヒの悔悟をみせかけの行為であり欺瞞であると主張した。たとえバボニーゾは「ハインリヒは数日間、雪と氷の中を裸足でたたくみ、すべての聡明ならざる者を欺いた」と述べ、ベルノルドゥスは「これまで聞いたことのないような謙遜のみせかけ¹⁰²」に言及した。両者はと

もにグレゴリアンであり、その立場からの偏見もあろう。ハインリヒのカノッサでの贖罪行為がまじめなものであり、教皇側近の者たちをも感動させたと述べているのはグレゴリウスその人である。彼は罪の赦しを手に入れようとして「悔悛のためにみずからをはずかしめた王」⁽¹⁶⁾《rex humiliatus ad penitentiam》⁽¹⁶⁾について語っている。カノッサの贖罪がハインリヒの権威を傷つけるものでなかったことは、三年前のニュルンベルクにおける教会との和解のときと同じである。カノッサがドイツ史の否定的なシンボルになるのは十八世紀以降であり、とくに女帝マリア・テレージア下の絶対王政、帝国宰相ビスマルク下のナシヨナリズムと社会の世俗化がカノッサ事件にたいする偏見を助長し、新たな神話をつくりだしたといえよう。⁽¹⁶⁾ 善き君主は本来善きキリスト教徒でなくてはならない。みずからへりくだる者は高められるのであり（マタイ二三・一二、ルカ一四・一一、一八・一四）、キリストもまた十字架上でおのれを卑しめたのである。カノッサの謝罪はあやまちを犯したキリスト教徒の辱めであって個人的なものである。⁽¹⁶⁾ この悔悛によって王は再び教会と和解し信徒の共同体に受け入れられたのであり、王権や王国の制度そのものが問題視されたわけではない。むしろこの赦免によってハインリヒはドイツ司教団との正常な関係を回復でき、再び聖なる支配者として行動することが可能になったといつてよい。深い信仰の世紀を理解することは世俗的な社会に生

きる我々にはしばしば困難をとまなうが、歴史解釈のアナクロニズムを避けるためにも我々の世俗的な偏見を捨て去る必要がある。カノッサの悔悛が王権の神聖性を奪ったとする主張はこれまでもたびたび繰り返されてきた。たとえばボスホーフは一〇七六、七七年の事件が王権の脱聖化をもたらし、中世王政史の決定的な転機になったとみなした。⁽¹⁶⁾ ウェルナーもまた叙任権闘争がドイツの司祭王を地上の王（rex terrenus）に引き下げたと言い、ブルーメンタールはカノッサ事件によって王権はその神聖性をはぎとられたと述べている。⁽¹⁶⁾ ヴァインフルターはカノッサ事件を「世界の魔術からの解放」の出発点であり道程であると主張した。⁽¹⁶⁾ 堀米氏も当事件を神権的皇帝権の転機とみなしており、通説的理解にしがっている。⁽¹⁶⁾ しかしすでに述べたように、ハインリヒ四世はカノッサ以前も以後もつねに王として行動した。王の称号を用い、高位聖職者を任命し、彼から忠誠誓約をとりつけている。伝統的王権の行使を妨げるものはない。なにかあったのであり、王権の脱聖化なるものは存在しなかったのである。⁽¹⁶⁾ これはすでに井上雅夫氏が指摘したとおりである。⁽¹⁶⁾

一〇七七年三月十三日に開催されたフォルヒハイムの諸侯会議においてルードルフ・フォン・ラインフェルデンが対立王に選出されたとき、グレゴリウス七世は深刻なジレンマに立たされた。諸侯団体による選挙という手続きはもともと権威主義的な彼の気質にはなじまな

かったが、教皇はこれを拒否せずに「二人の王ハインリヒとルドルフ」を受け入れた。教皇の支持を得ようとつとめるルドルフの政治姿勢は即位のさいの約束に示されている。それは世襲王政の否定と自由な司教選挙の容認である。彼は二人の教皇特使（助祭枢機卿ベルナルドゥスとサン・ヴィクトル修道院長ベルナルドゥス）、マインツ大司教ジークフリート、ザルツブルク大司教ゲーブハルト、ヴェルツブルク司教アダルベロ、パッサウ司教アルトマンなどの支持を得たが、対立王の權威は浸透せず、ザクセン、シュヴァーベンの一部でしか彼は認められなかった。¹⁰⁾ 幾人かのグレゴリアンの司教もまたザクセンに避難している。これに対してハインリヒの政治的地位は次第に改善されてゆき、彼はますます非妥協的になっていった。カノッサから再度の破門にいたる三年強のあいだはドイツの教会改革を進めるまたとない機会だったであろう。そのためには強力な王権のうしろ楯が必要である。もしもグレゴリウスがハインリヒを唯一正統な王として承認していたならば、彼から相当な譲歩を引き出すことができたはずである。しかし教皇は裁定者の地位に固執して、いづれがおのれに従順な王であるかを見極めようとしていた。改革の可能性を探るよりは、いづれが従順な臣下になりうるかに関心をよせていたのである。「俗人の頭」《caput laicorum》¹¹⁾でしかない王を教会改革の対等のパートナーとはみなさなかつたグレゴリウスの態度は結局変わらなかつた

いつてよい。フォルヒハイムの諸侯会議に教皇特使として派遣された両ベルナルドゥス（助祭枢機卿とサン・ヴィクトル修道院長）が偏った情報をグレゴリウスに伝えていた可能性もある。両特使は終始ルドルフと行動を共にし、対立王の利害を代弁していたからである。一〇七七年十一月十二日、ゴスラールの教会会議において助祭枢機卿ベルナルルはルドルフを正統の王として承認し、ハインリヒを破門したが、教皇はこれに同意していない。¹²⁾ 一〇七九年二月十一日のローマ四旬節会議の終了直後に、教皇は王位問題を協議する諸侯会議の開催日時と場所を決めるためにドイツに二人の特使を派遣した。アルバーノの司教枢機卿ペトルスとパードヴァ司教ウダルリクスである。しかしドイツに滞在した特使は、自信を回復したハインリヒによって王位問題の解決にイニシアチブをとることを禁じられたために、なすところなくローマに戻っている。

ハインリヒ四世は、一〇八〇年三月七日のローマ四旬節会議にブレメン大司教リーマルとバンベルク司教ルーベルトの率いる使節団を派遣した。彼らは「横柄で前代未聞の伝言」《superbam et inauditam legationem》をグレゴリウスに伝えたという。¹³⁾ もしも教皇が裁判なしに即刻ルドルフを破門するならば、王は然るべき従順を教皇に示すであろうが、そうでなければ「彼の意になつた教皇」をあらたに立てるといふのである。教皇が王位問題について中立的な立

場を放棄してルードルフの王位承認を決断したのはこの時であったとボニーゾは述べている。⁽¹⁰⁾ 本教会会議の席上で、使徒座の教令に不従順なハインリヒとその支持者は断罪されたのである。⁽¹¹⁾

この時期には俗人叙任の禁令が教会会議で布告されて改革の進展がみられた。カノッサ事件の直後に、ドルゴの大司教昇格を望んでいたブルターニユの諸侯が「古来の最悪の慣習」《antiqua atque pessima consuetudo》とよぶ俗人叙任とシモニアを今後は決しておこなわないと約束したと教皇はトゥール大司教に伝えている（三月一日）⁽¹²⁾。グレゴリウスの画期的な指示は教皇特使ユーグに宛てた一〇七年五月二十二日付けの書簡である。⁽¹³⁾ ハインリヒ四世によってカンブレ司教に叙任されたゲラルドウスは、禁令の存在も王の破門の事実も知らなかったと申し立てて司教留任を許されたが、管区教会会議での保証宣誓を義務づけられた。さらにユーグはフランス王フィリップの協力を得て教会会議を召集しなければならないが、王の協力がえられないときにはラングル教会で開催すべきである。教会会議で布告すべき教令内容を教皇みずから指示している。「以後、首都大司教ならびに司教は司教昇進にさいして教会法と使徒の権威を守り、彼自身がおのれの地位の名誉と職務を失いたくなければ、俗人から司教職の贈物を受け取った者にたいして聖別のための按手をおこなってはならない。

同様にかかる顕職の授受にいかなる権力、人物も関与してはならない」⁽¹⁴⁾。つまり俗人によって叙任された者の聖別と俗人叙任の禁止である。グレゴリウスは、ハインリヒ四世のカンブレ司教叙任が許されない理由を一〇七五年二月のローマ四旬節会議の禁令から導きだしている。「このような方法（俗人叙任）での「教会の」受領を禁止した我々の教令」⁽¹⁵⁾なる表現が三か所で繰り返されている。この禁令はこれまで厳格に適用されてこなかったが、カノッサ以後グレゴリウスは態度を変えたのである。ユーグは王の妨害を避けて、開催地をラングルからブルゴーニュ公領のオータンに移した。かくて「教会法史上最初の具体的な俗人叙任の禁令」⁽¹⁶⁾が九月にオータン教会会議で公布されたのである。しかしグレゴリウスはカノッサ以後もハインリヒにたいしては慎重な態度を崩していない。同年九月上旬に、王はアウクスブルク、アクイレシア両司教を叙任した。当市の聖職者と民衆が選んだ候補をしりぞけて、自身のカペラーヌの中から新司教を選任したのである。ジークフリートとハインリヒがこれである。グレゴリウスはアウクスブルクの座の空位については知らなかったが、アクイレシアの聖職者からは彼らの候補（姓名は不詳だが大助祭だった人物）の確認をもとめられた。これにたいして教皇は二通の書簡を発給した。一通は聖職者と民衆に宛てたもので、当該選挙を調査するために特使を派遣すると伝えた。⁽¹⁷⁾ だが司教選出には教会法が尊重されねばならない

と言いながら、「王にたいする奉仕と然るべき忠誠にかかわる件については、これを拒否したり妨げる気持ちはない」と述べており、王の司教叙任は容認できないとは言っていないのである。もう一通はアクリレイアの属司教に宛てたもので、特使の調査活動への協力要請である。⁽¹³⁾ペルトルドの年代記によれば、一〇七九年二月のローマ四旬節会議において「教会法と使徒の規約に反して俗人によって横奪された叙任のゆえに」司教ハインリヒは教皇の譴責をこうむったが、彼はそのような規約を知らなかったし、耳にしたこともないとおおやけの場で釈明することによって総大司教の座を保持しつづけたという。⁽¹⁴⁾

一〇七八年一月十五日に教皇特使ユーグが主宰したポワチエ教会会議はアキテーヌ公領での開催になった。⁽¹⁵⁾十か条のカノンが制定されたが、その第一条で明確に俗人叙任が禁止された。禁止対象には上、下級の聖職にくわえて「教会ならびに教会財産の贈物」《*donum ecclesiae vel aliquidum ecclesiasticarum rerum*》も含まれた。つまり同カノンは職位とそれに付属する世俗的諸権利（教会領）を一体的なものとしてとらえたのである。⁽¹⁶⁾オータン、ポワチエ両教会会議では少なからざる高位聖職者が聖職停止や罷免の処分をうけたが、一〇七八年三月のローマ四旬節会議においてグレゴリウスは教皇特使の判決の多くを取り消している。⁽¹⁷⁾教皇はみずからが主宰する教会会議で俗人叙任の禁令を布告するタイミングを見計らっていた。同年秋に開かれたローマ

教会会議（十一月十九日）はその第三条で次のように規定した。「教会の叙任が聖なる教父の教令に反して多くの地域で俗人によっておこなわれ、そのために多くの混乱が教会に生じ、キリスト教が踏みじられていくのを知ったので、我々は次のように定めた。いかなる聖職者も司教職、修道院、教会の叙任を皇帝、王、男女をとわず俗人の手から受け取ってはならない。もしもこれに違反するならば、当該叙任は使徒の権威によって違法とされ、当事者は然るべき償いをはたすまで破門に縛られることを知らねばならない」。⁽¹⁸⁾つまり本教令は、俗人叙任権者ではなくて俗人叙任の受領者のみを処罰の対象にした（*Annahmeverbot für Kleriker*）。⁽¹⁹⁾グレゴリウスはこの期に及んでもハインリヒ四世との直接的な対決を避けようとしていたのである。

(iii) 一〇八〇年三月七日のローマ四旬節会議においてグレゴリウスはハインリヒを再び破門・廢位し、ルードルフを合法的な王として承認した。ここで二回目の俗人叙任の禁令が布告された。前回と異なるのは聖職者が俗人から上、下級教会の職位を受け取るのを禁じた第一条の規定にくわえて、第二条で世俗の権力者に対する禁令、すなわち俗人の聖職授与の禁止が定められたことである（*Annahme- und Erteilungsverbot*）。「同様にもしも皇帝、王、公、辺境伯、伯あるいは世俗の権力者や俗人の誰かが司教職ないし他の教会職の叙任をあ

えて企てるならば、彼は同じ判決の鎖で縛られることを知らねばならない。さらに正気にもどって教会の固有の自由を返還しないならば、彼は現世においておのれの肉体と財産に神の懲罰をこうむるであろう。主の到来のときに彼の魂が救われんがためである」⁽¹⁵⁾。ここに史上はじめて俗人叙任の禁令が完全なかたちをとって現れたといつてよい。おそらく教皇は正義の王として承認したルードルフに世俗の君侯の支配権の限界を示したのである。しかし再度の破門がたいしてインパクトをもたなかったことは同時代人も知っていた。「今回の破門にはたいてい重みはなかった。それは理性ではなくて思いつきに、愛ではなくて憎しみにもとづいていると考えられるからである」と王の伝記作家は語っている。「王の命令で」《*iusu regio*》召集されたブリクセン会議（一〇八〇年六月二十五日）には、ドイツ、イタリアから三十名にちかい司教が出席した⁽¹⁶⁾。「彼らは異口同音に教皇グレゴリウス七世とよばれるにせ修道士 *pseudomonachus* ヒルデブラントの粗暴な狂気に対して激しい不満を訴えた」「王と諸侯には、神の譴責の宣告である司教の判決が、ヒルデブラントに対して物質の剣に先行するのが正しいと思われた」と決議文は述べている。つづいてヒルデブラントの罪過が列挙される。ヒルデブラントはサン・パオロ修道院長を更迭して当院を略奪し、大助祭職をシモニアによって手に入れ、教皇ニコラウスの意志に反してサン・ピエトロ聖堂の管財人になり、手下をつ

かって四人の前教皇を毒殺し、アレクサンデル二世の葬儀の日に武力に訴えてラテラノ聖堂を占拠したという。さらにヒルデブラントがニコラウスの教皇選挙規定に違反して教皇に就任したことをあげている。同教令は、ローマ人の元首の同意なしに教皇位につく者は教皇ではなくて背教者とみなしているからである⁽¹⁷⁾。最後に次のようにいう。「我々は教会法にもとづき彼が廢位され追放されるように判決をくだす。もしも彼がこの判決を聞いても教皇座を退位しないならば、永久に呪詛されねばならない」⁽¹⁸⁾。署名者の筆頭には枢機卿フーゴ・カンデイドゥスが「ローマの枢機卿全員にかわって」署名し、以下二十七名の大司教、司教の名がつづく。十八名はイタリア北部の司教であった。最後に「神の恩恵による王ハインリヒ」《*Henricus Dei gratia rex*》の署名がある。一〇七六年一月のウォルムス会議の時とは異なり、王と司教は一通の書状にブリクセン会議の決議文をしたためて全員がこれに署名しており、両者の協同文書ともいべき性格をもっている。ラヴェンナ大司教ウイベルトゥスが教皇候補に指名されたのも当会議においてであった。

グレゴリウスは、ルードルフの支配権の確立を願う彼の祈りが近い将来に聞きとどけられるであろうと信じていた。四旬節会議で教皇は「ハインリヒとその一味は戦いにおいていかなる力ももつことがなく、彼が生きているかぎり勝利を得ませんように」⁽¹⁹⁾とペトロとパウロに呼

びかけている。グレゴリウスの性癖としてしばしば指摘されているのは、彼が占いに異常な関心をよせていたことだ。ブリクセン会議は「占いに没頭する易者」であるといつて彼を非難しているし、ペトルス・クラッススは、グレゴリウスが「すでに以前から占いにふけてきた」と言い、枢機卿ペーノは、教皇が旅先でもつねに「占い術の本」《*liber nigromantiae artis*》をたずさえていたと語っている。⁽¹⁴⁾ハインリヒの再度の破門からおよそ一か月後にグレゴリウスは有名な予言をした。ペーノが伝えるところによれば、復活後の月曜日(四月十三日)、サン・ピエトロ聖堂でミサが行われたときに、福音書朗読後、威儀をただして説教壇にのぼった教皇は並み居る司教、枢機卿、聖職者、元老院議員、ローマ市民を前にして次のように予言した。王ハインリヒはペトロの祝日(八月一日)までに死亡するか、王位を奪われてせいぜい六人の騎士しか持たなくなるであろう。この期日までに予言が成就しなかったならば、私を教皇とみなさないで祭壇から追放するがよい、と。グレゴリアンの司教ポニーゾもこの予言を書きとめている。彼によれば、もしもハインリヒが聖ペトロの祝日までに正気にもどらないならば、彼は死ぬか廃位されるかいずれかになろうが、もしもこの予想がはずれたならば、もはや私の言うことを信ずるにはおよばないとグレゴリウスは語ったという。⁽¹⁵⁾ジャンブルーの修道士ジゲベルトの年代記では、一〇八〇年の欄に記録された事件はグレゴリ

ウスのこの予言だけであり、教皇と国王の双方の陣営がいかに重大な関心をこれよせていたかを示している。ブリクセン会議に集まった司教のあいだでもこの予言はもちろん話題になった。その決議文の中で、ハインリヒの死の予告はグレゴリウスのゆゆしい犯罪行為の一つにあげられている。「カトリック教徒で平和を愛する王にたいして、彼は肉体と魂の死をもって脅かした」と。だがハインリヒは死の制限をすぎてもまだ生きており、秋にナウムブルク近郊のエルスター川をはさんでルードルフ軍と決戦のときを迎えた。ハインリヒが熱心に勝利と加護を祈願したのは聖母マリアである。マリアに献堂されたシユパイアー司教座聖堂はザリアー朝の靈廟でもあり、王はこれまでもたびたび同聖堂に寄進してきた。⁽¹⁶⁾決戦前日(十月十四日)にはシユヴァーベンの二つの所領、ヴァイプリンゲンとヴィンターバッツハを司教座聖堂と参事会に寄進してマリアの執り成しを願った。⁽¹⁷⁾一方グレゴリウスは自信にみちていた。正しい者にあたえられる神の祝福はいずれルードルフに帰し、彼が全王国を支配する日も間近いと確信していた。しかしルードルフはホーエンメルゼンの戦いで右腕に深手を負い、これが原因で翌日(十六日)に死亡した。グレゴリウスの夢は潰えたのである。ジゲベルトは、予言者を気取って対立者の生死をもてあそぶ教皇を辛辣に批判した。「教皇ヒルデブランドは神の啓示をうけたかのように本年中に偽りの王が死ぬと予言した。なるほど彼の予

言は正しかったが、偽りの王の解釈においてまちがいを犯した。彼は王ハインリヒを偽りの王にすることを望んでいたからだ。王ハインリヒはザクセン人と熾烈な戦いを交えたが、この戦闘で偽りの王ルードルフは多くのザクセン人諸侯と共に滅んだのである」と。ハインリヒ四世の伝記作家は誓約のさいに用いる右手を失ったのは神罰がくだった証拠であると述べた。ハインリヒ自身もルードルフに対する勝利に神のはたらきを認めていたことは、翌年の春にローマの聖職者と市民に宛てた書簡からうかがわれる。彼は「我々の力ではなく神の力によつて」凶暴な敵の生命と傲慢 *superbia* を滅ぼすことができたと言っている。⁽¹⁵⁾ これには後日譚がある。メルゼブルク司教座聖堂にあるルードルフの石棺にはめこまれた青銅板には、王の権標を身につけた彼の全身像が刻まれているが、これを見たハインリヒの側近の一人がなぜそのようなことを黙認するのかと王に尋ねた。これにたいしてハインリヒは「願わくは、余の敵たりしすべての者がかかる名誉をもつて埋葬されんことを」と答えたという。これは口から口へと伝えられて後にフライジング司教オットーが書きとめたものであるが、まさに王者の風格がにじみでた言葉ではないだろうか。⁽¹⁶⁾ ハインリヒ四世の実像は敵対者の中傷や風評によつて著しく歪められている。⁽¹⁷⁾ クレゴリウス七世の博識な賛美者であったフリッシュとその亜流の影響も大きい。しかし死の予言の逸話は、グレゴリウスなる人物を理解する一つの

がかりとして役立つかもしれない。翌年三月にパッサウ司教アルトマンに宛てた書信の中でグレゴリウスは新王の選出に言及し、王が教皇の臣下 *fidelis*、聖ペトロの戦士 *miles sancti Petri* として彼の命令を忠実にはたすように求めた。⁽¹⁸⁾ グレゴリウスはここで自分を「今や肉において生きる聖ペトロの代理」とよんでいる。つまり彼自身聖ペトロの化身なのである。聖ペトロの統制下に絶対的な忠誠心をもつて教皇に奉仕する善良な王が、彼にとっては理想的な君主であったといえよう。

ハインリヒ四世がローマ遠征の途についたのは同年三月である。これ以後、教会会議の開催は困難になる。たとい開かれても叙任権問題はもはや取り上げられなかった。ハインリヒは毎年ローマを攻囲したが、一〇八四年三月二十一日（聖ベネディクトの祝日）に、ついにローマ入都をはたした。二十四日にウイベルトゥスはクレメンス三世として即位し、復活祭の祝日（三十一日）にハインリヒは皇帝に戴冠された。一〇八四年のできごとは一〇四六年のそれに似通っている。皇帝戴冠とパトリキウスの称号の授与がおこなわれたのは両者に共通である。一〇四六年の主役はグレゴリウス六世、ハインリヒ三世、クレメンス二世であったが、一〇八四年にはグレゴリウス七世、ハインリヒ四世、クレメンス三世が主役である。これは決して偶然ではない。クレメンス三世はその改名によつてハインリヒ三世が基礎づけた改革

教皇権に結びついたのである。⁽¹⁵⁾したがってクレメンス三世を反改革者ないし非改革者とみなすのはまちがいである。ハインリヒはヴェルダン司教テオドリクスに書いている。「ヒルデブラントは全枢機卿とすべてのローマ市民の合法的な判決によって排斥された。クレメンスが我々の教皇として選出され、ローマ市民の歓呼の声によって使徒座にあげられた」と。ジゲベルトは大逆罪*majestas*というローマ法の概念を用いてヒルデブラントを断罪した。「皇帝に対抗して別の王を立て、大胆にも反逆をくだしたヒルデブラントは大逆罪を犯した者として正当にも廃された」と。カンタベリ大司教ランフランクは、クレメンス三世の支持をよびかけたフーゴ・カンデイドウスの誘いには乗らなかったが、次のように返答している。「しかし十分な理由なしには栄えある皇帝はそのような力強い達成をなしえなかったし、神の多大な支援なしにはめざましい勝利をかちとることはできなかったと確信しています」⁽¹⁶⁾。冷静な改革者であるランフランクとグレゴリウス七世の隔たりは大きいといわねばならない。

ハインリヒの再度の破門とブリクセン会議の開催をきっかけに王の支持者は王権擁護の論陣を張った。トリリア神学校長ヴェンリヒ（後のピアチェンツァ司教）がヴェルダン司教テオドリクスに仮託して持論を展開した書簡、オスナブリュック神学校長ウイドが著した『ヒルデブラントと皇帝ハインリヒの論争書』⁽¹⁷⁾、および北伊の法律家ペトル

ス・クラッススの『王ハインリヒの弁護』⁽¹⁸⁾がそれであり、いずれもグレゴリウス七世の晩年に執筆された。論争文書ではアプローチや典拠がほぼ共通しているために内容の類似、重複がみられるが、それらが一致して強調している問題や論証の手法には注目すべきものがある。ヴェンリヒとウイドがグレゴリウスが犯した大罪とみなしているのは王にたいする諸侯の忠誠誓約の解除である。⁽¹⁹⁾誓約*iuramentum*にはまた*sacramentum*の語があてられるように、それは本来秘跡に近い性格をもつ。⁽²⁰⁾偽誓をすべからずは旧約以来、神の至上命令である。グレゴリウスは誓約した相手の邪悪性が暴露されたときには当人に忠誠をつくす必要はないと主張するが、たとい彼が偶像崇拜者であっても神の名においてなされた誓約は尊重されねばならない。イスラエルの族長たちがその例である。教皇は誓約解除を強制することで自身のみならず他人をも偽誓者となし、死の罪を犯させたと述べている。他方、ペトルス・クラッススはハインリヒの支配の合法性を証明するためにローマ法を援用した。⁽²¹⁾ユステイニアヌス法典からの引用はもっぱら法学提要と勅法彙纂からなされており、学説彙纂からの引用はない。「合法的に取得されたものは奪われてはならない」、「古来是認され保持されてきた慣習は法と同等である」などの法諺が引用されている。王国は父子相伝の家産と同一視され、合法的所有者からそれを奪い取るのは人法と神法の重大な侵犯である。世襲財産の不可

侵性を絶対視する立場から、真の王はハインリヒであり、王国は「彼のもの」《*regnum eius*》であると結論づけた。

一〇八三年六月にサンリタンジェロ城に避難したグレゴリウスは、一年近く籠城してロベルト・グイスカルドの救援を待った。翌年の五月末に市街戦のすえ救出された教皇はノルマン人の領袖と行動を共にせざるをえなくなり、モンテカッシーノ、ベネヴェントをへてサレルノに行き、ここをついのすみかにした。⁽¹⁰⁾だがグレゴリウスは相変わらず意気軒昂であった。メッス司教ヘルマンに宛てた有名な第二書簡はルードルフの死から五か月後に書かれたが、教皇の思想と確信に動揺はない。彼の思想の三つの柱、すなわち鍵の権能に代表される教皇座の特権、教権の俗権に対する優位、王権の神聖性の否定が詳細に展開されている。⁽¹¹⁾グレゴリウスが亡命先のサレルノから西欧の全信徒に宛てた最後の長文の書簡では、イザヤ書の聖句を引用しつつみずからの使命を預言者のそれと同一視した。⁽¹²⁾自分の最大の関心は、キリストの花嫁である教会が本来の栄光を取り戻し、「自由で純潔で普遍的な教会」《*ecclesia libera casta et catholica*》に生まれ変わることである。しかし「神なき人間の意志」と「嫌悪すべき慣習」の力は強大だ。アンチクリストの時代が近づくにつれて教会への迫害が強まってきても驚くにはあたらぬ。今こそ聖ペトロが全信徒の父、ローマ教会が全教会の母であるとの確信に立って、信徒は結束を固めなくてはなら

ないと述べている。教皇はこの書簡をアルバーノの司教枢機卿ペトルスとサレルノ侯ギスルフ、オステイアの司教枢機卿オド、サンニベニーニユ（デイジョン）修道院長ヤレントに託して、それぞれフランス、ドイツ、スペインに遣わしたのである。

グレゴリウスが死の床で語った言葉は後世の創作ではなくて真実とみなされている。⁽¹³⁾おそらく教皇に最後まで付き添ったかれのカペラーヌスの一人が書きとめたものであろう。「私は正義を愛し不正を憎んだ。それゆえに流涕の身で死ぬ」《*Dilexi iustitiam et odii iniquitatem propterea morior in exilio*》。⁽¹⁴⁾これは詩篇第四十五章第八節の変形であって、同節は「そのためにあなたの神なる主はあなたに油をそそぎ、あなたの仲間の誰にもまさってあなたによるこびの油をそそがれた」で終わっている。グレゴリウスの言葉は「正義のために迫害される者は幸いである。天国は彼らのものだからである」（マタイ五・一〇）という確信に立っており、マクドナルドが言うように「打ちのめされた人間の言葉」でも、絶望や諦めの言葉でもない。⁽¹⁵⁾最後には神の正義が勝利することを彼はいささかも疑わなかったからである。俗人叙任の禁令はほとんど無視されたとはいえ、教会内での戦いは大きな成果をあげた。ローマ首位権と聖職者倫理の改善（とくに聖職者独身制）は長足の進歩をとげたからである。⁽¹⁶⁾パウル・フォン・ベルンリートはグレゴリウスを旧約のエリアになぞらえている。

グレゴリウスの霊はエリアのように火の車に乗って天上への道を天翔たという。⁽⁶⁴⁾ペトルス・ダミアニーはグレゴリウスを「私の聖なるサタン」《sanctus Sathanas meus》と呼んだ。⁽⁶⁵⁾ヒルデブランドの側近として長年彼を観察してきただけあって、彼の人柄をたくみにとらえている。ペトルスは彼の卓抜な指導力と自信には尊敬の念を抱いていたが、親愛の情は感じていなかった。グレゴリウスはおのれへの服従を求める衝動に駆りたてられて、友情をはぐくむにはおよそ不向きな人間であった。グレゴリウスは孤独の人、激情の人、そしてなによりも憑依の人である。しかし、聖なる狂気なくして一体どうして人は強力な慣習の情力に打ち勝つことができるのか。

省略記号表 (追加)

BS	<i>Briefsammlungen der Zeit Heinrichs IV.</i> , in: MGH, Die deutschen Geschichtsquellen des Mittelalters 500-1500. Die Briefe der deutschen Kaiserzeit, V. Weimar 1950, bearbeitet von C.Erdmann und N.Frickermann.	SG	<i>Studi Gregoriani</i>
		UHW	<i>Die Urkunden Heinrichs IV.</i> , in: MGH, Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, Bd. VI, Hannover 1978, bearbeitet von D.von Gladiss.
Ep. Iag	<i>The Epistolae Iagantes of Pope Gregory III.</i> Oxford, 1972. ed. and trans. by H.E.J.Cowdrey.	QZG	<i>Quellen zur Geschichte Kaiser Heinrichs IV.</i> , Darmstadt 1974, neu übersetzt von F.-J.Schmale und I.Schmale-Ott.

注

- (一) クレロリウス七世の研究動向を知るには、I.S.Robinson, "Pope Gregory VII (1073-1085)", *Journal of Ecclesiastical History* 36 (1985) 439-83 等に注目す。回教論に關する最近の研究書として、H.E.J.Cowdrey, *Pope Gregory VII 1073-1085*. Oxford 1998; U.-J.Blumenthal, *Gregor VII. Papst zwischen Canossa und Kircheneform*. Darmstadt 2001. 等を参照す。六〇年代以降の注目すべき論文には次のものがある。Y.M.-J.Congar, "Der Platz des Papsttums in der Kirchenrömigkeit der Reformen des 11.Jahrhunderts" in: *Sentire Ecclesiam. Festschrift Hugo Rahner*, hg.von J.Danielou u.H.Vorgrimler. Freiburg 1961.196-217; J.Spörl, "Gregor VII. und das Problem der Autorität: Eine Besinnung" in: *Reformata Reformanda. Festgabe für H.Jedin*, hg.von E.Iserloh u. K.Reppen. Münster 1965.59-73; K.Ganzer, "Das Kirchenverständnis Gregors VII.", *Triester Theologische Zeitschrift* 78 (1969) 95-109; L.Meulenbergh, "Gregor VII. und die Bischöfe: Zentralisierung der Macht", *Concilium* 8 (1972) 28-34; Robinson, "Gregory VII and the Soldiers of Christ", *History* 58 (1973) 169-92; id., "The friendship network of Gregory VII", *History* 63 (1978) 1-22; W.Goez, "Zur Persönlichkeit Gregors VII.", *Römische Quartalschrift für christliche Altertumskunde und Kirchengeschichte* 73 (1978) 193-216; R.Schieffler, "Gregor VII.: Ein Versuch über die historische Größe", *Historisches Jahrbuch* 97/98 (1979) 87-107; Meulenbergh, "Une question toujours ouverte: Grégoire VII et l'infalibilité du pape" in: *Aus Kirche und Reich. Studien zu Theologie, Politik und Recht im Mittelalter. Festschrift für F.Kempf*, hg.von H.Mordet. Sigmaringen 1983.159-71; Cowdrey, "The Papacy, the Pataraens and the Church of Milan", *Transactions of the Royal Historical Society* 18 (1968) 25-48; now in: id., *Popes, Monks and Crusaders*. London 1984. V; H.Fuhrmann, "Gregor VII., 'Gregorianische Reform' und Investiturstreit" *Das Papsttum I. Von den Anfängen bis zu den Papsten in Avignon*, hg.v.M.Greschat. Stuttgart 1985.155-75; G.Tellenbach, "Gregorianische Reform: Kritische Besinnungen" in: *Reich und Kirche vor dem Investiturstreit*, hg.v.K.Schmid, Sigmaringen 1985.99-113; H.Fichtenau, "Der Mönch Hildebrand" in: *Ecclesia peregrinans*, hg.v.K.Amon u.a. Wien 1986.59-68; Fuhrmann, "Papst Gregor VII. und das Kirchenrecht. Zum Problem des Dictatus Papae", *SG13* (1989) 123-49; R.Elze, "Gregor VII. und die römische Liturgie", *ibid.* 179-88; K.J.Benz, "Kirche und Gehorsam bei Papst Gregor VII.: Neue Überlegungen zu einem alten Thema" in: *Papsttum und Kircheneform. Festschrift für G.Schwabinger*, hg.v.M.Weitlauf u. K.Hausberger. St.Ottilien 1990.97-150. 索引を参照す。Robinson, *Henry IV of*

- Germany, 1056-1106* Cambridge 1999) がもっとも信頼のおける研究である。
- グレゴリウス七世の伝記としては、同時代人のボニン・およびパウ
ル・フォン・ベルンリーートの著作が知られている (*Bonizonis Episcopi
Surrini Liber ad Amicum*, in: *MGH, Libelli* 1, 568-620; P.v.Bernried, *Vita
Gregorii Papae VII*, in: *Watterich*, 474-546)。その英訳がそれぞれ
Robinson, *The Papal Reform of the Eleventh Century: Lives of Pope Leo IX
and Pope Gregory VII* Manchester 2004, 158-261, 262-364 に収録されてい
る。なおハインリヒ四世の死の直後に、彼に仕えた側近の一人によって書
かれた王の伝記が参照されねばならぬ (*Vita Henrici IV Imperatoris*, in:
MGH, SS. re. ge., 58 (1899), 1-48; cf. *QZG*, 408-67)。本伝記は十六世紀にハ
イエルンで発見された。グレゴリアンとは異なった視座から王を眺め
ており、ハインリヒの敬虔な人柄を伝えている。グレゴリウス七世、
ハインリヒ四世の思想形成、両者の関係をたどる上で書簡が第一級の
史料であることは言うまでもない。グレゴリウスの書簡の英訳にはエ
マートンの抄訳が知られていたが (E. Emerton, *The Correspondence of
Pope Gregory VII* New York 1932)、今世紀初頭にカウツェリによる全訳が
公刊された (Cowdrey, *The Register of Pope Gregory VII 1073-1085*, Oxford
2002)。他方、ハインリヒ四世の書簡の原文とその独訳は *QZG*, 51-141
に、英訳は Th. E. Mommsen and K. F. Morrison, *Imperial Lives and
Letters of the Eleventh Century*, New York 1962 (repr. 2000), 138-200 に収
録されている。
- (2) *RG*, II, 55a. 「教皇訓令書」については、野口洋二『グレゴリウス改革の
研究』創文社、一九七八年、一九三頁以下を参照。
- (3) F. Dvornik, *Byzantium and the Roman Primacy*, New York 1979
(1966), 137f.
- (4) Robinson, *Authority and Resistance in the Investiture Contest: The Polemical
Literature of the Late Eleventh Century*, Manchester 1978, 39-49.
- (5) 'quicquid ad nos vel per scripta aut nudis verbis miseris, ipse recipit
et, dum nos aut elementa percurrimus aut loquentium voces
auscultamus, ipse ex quo corde mandata prodierint, subtili inspectione
discernit.' *RG*, III, 10, 265.
- (6) 'veluti si ab ore ipsius apostoli accepisset nostra monita servare non
spernit.' *ibid.*
- (7) 注(一)で紹介した論文の中で Ganzler, Meulenbergh (1972), Goetz,
Schieffer, Fuhrmann (1985) がグレゴリウスのペトロ神祕説に言及した。
カウツェリは述べている。'he was in St. Peter and St. Peter was in him'
(Cowdrey, *Pope Gregory VII*..., 688) .
- (8) Goetz, *op. cit.*, 201f. 注(一)の諸論文のなかで Congar, Spörl, Fuhrmann
(1985), Tallenbach, Benzler の点を指摘する。
- (9) Cowdrey, *op. cit.*, 558-60, 570-72.

- (10) *RG*, VII-14a487.
- (11) 関口武彦「改革教皇の枢機卿政策」『山形大学紀要・人文科学』第十三巻第一号（一九九四年）一四九—一五〇頁。
- (12) *RG*, I-27-28.
- (13) 'inimicis sanctae ecclesiae bellum Dei...resisteris', *RG*, I-28,46.
- (14) Robinson, "Gregory VII..." *op. cit.*, 174ff.; Blumenthal, *op. cit.*, 123-36.
- (15) Z.Zafarana, "Sul «conventus» del clero romano nel maggio 1082", *Studi Medievali* (serie III) 7 (1966) .399-403.
- (16) A.J.MacDonald *Hildebrand: A life of Gregory VII*. New York 1976 (London 1932) 241.
- (17) P.Fournier, "Un tournant de l'histoire du droit: 1060-1140", *Nouvelle Revue historique de droit* 41 (1917) .131-54; P.Fournier et G.Le Bras, *Histoire des collections canoniques en Occident depuis les Fausses Décretales jusqu'au Décret de Gratien*, Paris t.2, 1932, 354. グレゴリウス七世期はテキストの刷新の時期、ウルバヌス二世期はテキストの解釈の方法が形成された時期にあたる。
- (18) *BPD*, Nr.65,229.
- (19) B.C.Brasington, "Prologues to Canonical Collections as a Source for Jurisprudential Change to the Eve of the Investiture Contest", *Frühmittelalterliche Studien* 28 (1994) .226-42.
- (20) R.Somerville and B.C.Brasington, *Prefaces to Canon Law Books in Latin Christianity, Selected Translations, 500-1245*. New Haven and London 1998, 118-21.
- (21) *Ibid.*, 122-9. テュルナー・ネットの كانون 法集成は公刊された。cf. V.W.von Glanvell (Hg.) *Die Kanonensammlung des Karolings Deusedith*, Paderborn 1905, 1-5.
- (22) K.G.Cushing, *Papacy and Law in the Gregorian Revolution: The Canonistic Work of Anselm of Lucca*. Oxford 1998.
- (23) *Ibid.*, 5f. Fournier et Le Bras, *op. cit.*, 25-37.
- (24) Cushing, *op. cit.*, 37f.; Fuhrmann, "Papst Gregor VII..." *op. cit.*, 140f.
- (25) *RG*, Sachregister, 699.
- (26) 'Ego sum veritas et vita. Non ait: Ego sum consuetudo.'. *Ep. Vig.*, Nr.67, 151.
- (27) G.Bladner, "Two Gregorian Letters on the Sources and Nature of Gregor VII's Reform Ideology", *SG* 5 (1956) .221-42.
- (28) F・ケルン（世良晃志郎訳）『中世の法と国制』創文社、一九六八年、四四頁。*母 J.Gilchrist, "Gregory VII and the Juristic Sources of his Ideology", *Studia Gratiana* 12 (1967) .3-37, now in *id.*, *Canon Law in the Age of Reform, 11th-12th Centuries*. Variorum 1933, V *母参照。
- (29) *RG*, IV-6.

- (36) *RG, IX-29.*
- (37) 'Percurrere sanctorum patrum privilegia et invenies ipsis etiam archiepiscopis officium nisi forte ab abbate vocatus in plerisque cenobis *facere prohibitum esse, ne forte monastica quies tumultuosa saecularium personarum frequentia et conversatione turbaretur.*'
RG, II-69, 228.
- (38) 関口武彦『クリュニー修道制の研究』南窓社、二〇〇五年、一二四頁。
- (39) *RG, VI-34-35.*
- (40) 野口、前掲書、三六一頁以下。なお、Blumenthal, "The Papacy and Canon Law in the Eleventh-Century Reform," *The Catholic Historical Review* 84 (1998), 201-18 中の問題意識を参照せよ。
- (41) K.Schatz, "The Gregorian Reform and the Beginning of a Universal Ecclesiology," *The Jurist* 57 (1997), 130f.
- (42) E.Caspar, "Gregor VII. in seinen Briefen," *Historische Zeitschrift* 130 (1924), 1-30. カスパールはグレゴリウス七世の革命性を彼の修道士出身と結びつけようとする。
- (43) *RG, V-17.*
- (44) 関口武彦「中世秘跡論争」『山形大学紀要・社会科学』第四十巻 第二号 (二〇一〇年) 四四頁。
- (45) Th.Schieffer, *Die päpstlichen Legaten in Frankreich vom Vertrage von Meerssen (870) bis zum Schisma von 1130*, Berlin 1934, 124f.
- (46) 'ceteris regibus se satis probabiliorem ac magis honorandum ostendit.'
RG, IX-5, 580.
- (47) 'ut nunc pro tempore canonicum rigorem vestra sapientia temperet.'
ibid.
- (48) 'ut non ex severitate iustitiae deteriorandi occasionem sumant.'
ibid.
- (49) *BS, Die Hildesheimer Briefe*, Nr. 35, 75.
- (50) 関口武彦「改革教皇権と枢機卿団」『山形大学紀要・人文科学』第十巻第三号 (一九八四年) 五二一―四頁。
- (51) 'a consilio removit cardinales sacrae sedis.'
Benno, *Gesta Romanae Ecclesiae contra Hildebrandum*, in: *MGH, Libelli* II, 370.
- (52) K.Jordan, "Die päpstliche Verwaltung im Zeitalter Gregors VII.," *SG* 1 (1947), 111-35; Blumenthal, *Gregor VII. ...*, 202.
- (53) 'Veni in altitudinem maris et tempestas demersit me.'
RG, I-3, 6.
- (54) 注(一)に掲げた論文の中で、Spörl, Fritzenau, Benzの諸研究がこれを確認している。近年ブルーメンタールが修道士出自に異を唱え、ラテランの聖堂の律修参事会員出身説を提唱したが (Blumenthal, *op. cit.*, 31-43) 、これについてはカウドロの書評を参照されたい。cf. *Journal of Ecclesiastical History*, 54 (2003), 125-7. なお、ニューファーは、グレゴリウス七世が修道士出身であったか否うかを確定するのは難しいとしながら

らも、一〇七六年以降同時代人の多数から修道士とみなされていた事実を重視し、彼の修道士出身説をくつがえすに足る決定的な証拠はな
らぬ。 (R.Schieffer, "War Gregor VIII. Mönch ?". *Historisches Jahrbuch* 125<2005>:351-62)。

- (97) *RG*, I -29a
 (98) 'vestrum studiosissime preceptum servatur'. *ibid.*, 49.
 (97) *RG*, I -25 (1073.9.27) .
 (98) Robinson, *Henry IV* ...:132f
 (98) 'memoriam tui inter missarum sollemnia super corpora apostolorum et habui et habebo'. *RG*, II -30,164.
 (97) *RG*, II -31 (1074.12.7) 167.
 (98) 'papa habita Romae synodo palam interdicat regiis deinde habere aliquod in dandis episcopatibus, omnesque laicas ab investituris ecclesiarum summovet personas. Insuper facto anathemate cunctos regis clamat consiliarios, id ipsum regi comminatus, nisi in proximo huic obediat constituto...': *Arnulfi Gesta archiepiscoporum Mediolanensium*, in: *MGH, SS* 8,27.
 (98) *RG*, III -3 (1075.7.20) . III-7 (1075.9) .
 (98) 'Huius autem decreti, quod quidam dicunt humanos divinis honoribus preponentes importabile pondus et immensam gravitudinem, nos autem

- magis proprio vocabulo recuperandae salutis necessariam veritatem vocamus et lucem'. *RG*, III -10,266.
 (88) *RG*, V -18 (1078.3.19) . IV-22 (1077.5.12) .
 (86) Schieffer, *Die päpstlichen Legaten* ...:97.
 (90) *RG*, III -7 (1075.9) .
 (19) *RG*, III -5.
 (92) *RG*, III -8, 9.
 (93) *RG*, III -10.
 (94) M.Boelens, *Die Klerikerehe in der Gesetzgebung der Kirche: Eine rechtsgeschichtliche Untersuchung von den Anfängen der Kirche bis zum Jahre 1139*. Paderborn 1968, 142-52.
 (95) Lampert von Hersfeld, *Annalen*. Neu übersetzt v. A.Schmidler, erläutert v. W.D.Fritz, Darmstadt 1973, 152-4.
 (96) *RG*, II -29 (1074.12.4) .
 (97) *RG*, III -4 (1075.9.3) .
 (98) 画司教座の抗争については、一〇七三年七月から一〇七四年四月にわたる九か月間にグレゴリウスが当事者に宛てた六通の書簡が知られて
いる。 cf. *RG*, I -17-38-44-45-60-78.
 (98) 'apostolica iudicia non dico tibi, sed nec ulli patriarcharum aut primatum retractandi licentiam fore existimes: ne contra sanctae

- Romanae ecclesiae quicquam tibi attribuere vel moliri cogites sine cuius habundanti clementia nec in loco quidem tuo, ut tu ipse nosti, subsistere potes. : *RG, I-60,88f.*
- (70) *RG, II-10 (1074,1016) .*
- (71) *BS, op. cit., Nr.17.*
- (72) *RG, II-28 (1074,1212) .*
- (73) *RG, II-52a*
- (74) 'Periculosus homo vult iubere, quae vult, episcopis ut villicis suis: quae si non fecerunt omnia, Romam venient aut sine iudicio suspenduntur. : *BS, op. cit., Nr.15,34.*
- (75) バタリヤ運動の指導者アリアルドの盟友ランドゥアルフスがミラノ市民に呼びかけた扇情的演説をアルヌルフが書を留めている。彼は次のように語ったという。もしもミラノ市民が主による救いを真剣に願うならば、シモニア、ニコライズムの虜になっている聖職者の聖務を拒否すべきである。なぜなら彼らの捧げる犠牲は犬の糞《*canina stercora*》も同然であり、彼らの住む聖堂は家畜小屋《*umentorum praesepia*》にすぎないからだ。したがって彼らの財産を奪い取るのは自由だ」と
(Arnulf *Gesta... op. cit., 19*) 。
- (76) *RG, II-11, IV-10, 11.*
- (77) *RG, II-55, IV-20.*
- (78) 'Multo enim melius nobis videtur iustitiam Dei vel nobis reaedificare consiliis quam animas hominum una cum legibus deperire neglectis. : *RG, II-45 (1075,111) 184.*
- (79) *MGH, Constitutiones I, Nr.60,109.*
- (80) Martin, "Der salische Herrscher..." *op. cit., 293-5.*
- (81) *MGH, op. cit., 109.*
- (82) *Ibid., Nr.58,106-8.*
- (83) 'per haec tua gloriosa decreta, quod sine lacrimis dici non potest. Christi fere nomen perit. : *ibid., 107.*
- (84) 'praeter te solum aut eum quem tu specialiter ad hoc delegeris. : *ibid.*
- (85) 'Non autem ut sanguinem eius fundatis dicimus, quippe cum maior sibi sit post depositionem poena vita quam mors. : *MGH, op. cit., Nr.61,110.*
- (86) *RG, III-10a.* 野口「前掲書」二四九頁以下。「ドイツ人の王」の称号の意義については、W.Hartmann, *Der Investiturstreit...*, 101, および H・トーマス(三佐川亮宏・山田欣吾編訳)『中世の「ドイツ」ーカール大帝からルターまで』創文社、二〇〇五年、第五章を参照。
- (87) 'sanctorum patrum traditio soli Deo iudicandum docuit nec pro aliquo crimine, nisi a fide quod absit exorbitaverim, deponendum asseruit. : *MGH, op. cit., Nr.62,111.*
- (88) *Ibid., Nr.63.* cf. H.-X. Arquillière, "Origines de la Théorie des deux

- glaves".SG 1 (1947) .501-21.
- (92) 'ut ita de alio in alium caritate tenderetur.dum nec sacerdoti regnum nec sacerdotium regni honore privaretur.'.MGH,op.cit.,113.
- (93) Ch.Schneider *Prophetisches Sacerdotium und Heilsgeschichtliches Regnum in Dialog 1073-1077: Zur Geschichte Gregors VII. und Heinrichs IV.* München 1972,157f.
- (94) RG,IV-3 (1076,9,3) .
- (95) MGH,op.cit.,Nr.64,65.
- (96) 'Condecet autem et sanctitatem tuam,ea quae de te vulgata scandalum ecclesiae pariant,non dissimulare,sed remoto a publica conscientia et hoc scrupulo,universalem tam ecclesiae quam regni tranquillitatem per tuam sapientiam stabiliri.'. *ibid.*,114. 「国中の紛糾」にこうして「ヤブコ堀米氏の訳がある（堀米庸三「皇帝権と法王権」同氏編『西洋中世世界の展開』東京大学出版会、一九七三年、五一―六頁）。
- (97) Fliche, "Grégoire VII à Canossa, a-t-il réintégré Henri IV dans sa fonction royale ?".SG 1 (1947) .373-86; Arquillière, "Grégoire VII à Canossa, a-t-il réintégré Henri IV dans sa fonction royale ?".SG 4 (1952) .1-26.
- (98) 野口「前掲書」二七一頁。
- (99) K.F.Morrison, "Canossa: A Revision". *Traditio* 18 (1962) .124-48.
- (100) RG, VII-14a,484.
- (101) Wijendaele, *Propagande et polémique* ...:41-51.
- (102) Gilchrist, *op.cit.*,29ff.
- (103) RG, IV-12a.
- (104) 'securus erit ex mei parte et eorum,quos constringere poterō.'. *ibid.*,315.
- (105) 注(92) 245-46° 野口「前掲書」二二二頁°
- (106) 'per aliquot dies super nives et glacies discalciatus pedibus perdurans, omnes minus sapientes decepti.'. *Liber ad Amicum, op.cit.*,610.
- (107) 'inauditaee humiliationis simulationem!'. *Bernoldi Chronicon, MGH, SS* 5,433.
- (108) RG, IV-12,312.
- (109) Gouguenheim, *La Réforme Grégorienne* ...:112f.
- (110) Wijendaele, *op.cit.*,34.
- (111) E.Boshof, *Die Salter*:Stuttgart°2000,230ff.
- (112) E・ウエルナー（瀬原義生訳）『中世の国家と教会』未来社、一九九一年（原書初版は一九七三年）二二九頁°
- (113) Blumenthal *The Investiture Controversy* ...:124.
- (114) S.Weinfurter, *Canossa, Die Entzueberung der Welt*,München°2006,207:8.
- (115) 堀米庸三「グレゴリウス改革と叙任権闘争」『岩波講座・世界歴史一〇』岩波書店、一九七〇年、四九頁以下°
- (116) Gouguenheim, *op.cit.*,112,241:3.

- (114) 井上雅夫「カノッサ事件再考」『人文学』第一四五号(一九八八年)二〇一四九頁。
- (115) Robinson, *Henry IV*...169f
- (116) *RG*, I -20,33. フンベルトゥスによっても王は俗人そのものであった。
cf. Tellenbach, *Libertas*...130.
- (117) Robinson, *op. cit.*, 172.
- (118) Bonizo, *Liber ad Amicum*, IX, 612.
- (119) *Ibid.*
- (120) *RG*, VII -14a, 483ff.
- (121) *RG*, IV -13.
- (122) *RG*, IV -22. 野口『前掲書』三三二頁以下。
- (123) *Ibid.*, 333. 野口『同前』。
- (124) 'decretum nostrum de prohibitione huiusmodi acceptionis', *ibid.*, 330; 'Iud. decretum...' *ibid.*, 331; huius decreti...' *ibid.*, 334.
- (125) R. Schieffer, *Die Entstehung des päpstlichen Investiturverbots*, 163.
- (126) *RG*, V -5.
- (127) 'quod ad servitium et debitam fidelitatem regis pertinerequamquam contradicere aut impedire volumus', *ibid.*, 353.
- (128) *RG*, V -6.
- (129) *Bertholdi Annales*, *MGH*, SS 5, 317f. 「*皇帝の場を誓言した*」
- (130) *Kureirando palam comprobavit*》(*ibid.*, 317) と同様。ハインリヒの誓約書は *RG*, VI -17a, 428f. に収録されている。
- (131) カノンに「*Mansi*, t. 20, cols. 498f. cf. *HL*, V -1, 229ff.; Th. Schieffer, *op. cit.*, 103ff.; R. Schieffer, *op. cit.*, 165ff.; A. Becker, *Studien zum Investiturproblem in Frankreich*, Saarbrücken 1955, 63ff. 野口『前掲書』三三二頁注(22)にカノン第一条前半部分が訳出されている。「当該教会(＝俗人が強奪した教会)では、聖務の執行、祈り、燈明の奉納、死者の埋葬を禁止する。ただし洗礼および病者の赦しと聖体拝領については例外とする」。これが後半部分の訳である(*Mansi*, *ibid.*, 498)。
- (132) 司教権の二つの属性を一体的に把握する立場はフンベルトゥスのそれと同様である。cf. Becker, *ibid.*, 66.
- (133) *JL*, 5067; *RG*, V -17.
- (134) *RG*, VI -5b, 403. 野口『前掲書』三三二頁。
- (135) Blumenthal, *Gregor VII*...240.
- (136) *RG*, VII -14a, 480f. 野口『前掲書』三三三頁。
- (137) 'eo quod non rationis, sed arbitrium amoris, sed odii esse videretur'; *Via Heinrici IV. Imperatoris*, *MGH*, SS *re. ge.* 58 (1899) 22.
- (138) *MGH*, *Constitutiones* I, Nr. 70, 118-20. フロンツヤン会議に「*次を参照*」。
- (139) Stoller, "Eight Anti-Gregorian Councils", *op. cit.*, 266-78; Martin, "Der salische Herrscher..." *op. cit.*, 288ff.; Robinson, *Henry IV*...198ff.

- (138) *MGH, op. cit.*, 119.
- (139) 'iudicamus canonice deponendum et expellendum et nisi ab ipsa sede his auditis descenderit in perpetuum condemnandum', *ibid.*
- (140) *RG, VII-14a*, 486. 野口「前掲書」二八五頁。
- (141) 'nicromanticum phyttonico spiritu laborantem', *MGH, op. cit.*, 119.
- (142) 'iam longo tempore nigromantiam coluit'; Petrus Crassus, *Defensio Heinrici IV. regis*, *QIS*, 232.
- (143) Beno, *Gesta Romanae ecclesiae* ..., *MGH, Libellr II*, 373.
- (144) *Ibid.*, 371.
- (145) Bonizo, *Liber ad Amicum, op. cit.*, IX, 616. 'Quodsi hoc non fuerit, mini credi amplius non oportet'; *ibid.* ハイマン・ホルターは、この祝日が六月二十九日（聖ペトロ・聖パウロの祝日）と考へて、この（Weinfurter, *Canoss* ..., 159）。
- (146) 'qui (=Gregorius VIII) regi catholico ac pacifico corporis et animae intentat mortem'; *MGH, Constitutiones I*, 119.
- (147) 一〇六五年から一〇五五年にわたる四十年間に、ハインリヒ四世は十九通の寄進証書をシユパイアーの司教座教会および同司教座聖堂参事会に発給した。寄進物件は土地、フォーフ、修道院、タラーフジャント、フォークタイなど多岐にわたる。cf. *UHW, Nrn.* 165, 166, 277, 325, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 391, 396, 426, 464, 466, 474, 475, 480, 489.
- (148) *UHW, Nr.* 325, 427f. 大谷の司教の助言に「あつて、寄進せよ」と。
- (149) Sieberti Gemblacensis *Chronographia*, *MGH, SS* 6, 364.
- (150) *Vita Heinrici IV. ... op. cit.*, 19.
- (151) *QZG, Nr.* 16, 74f.
- (152) Otto v. Freising und Rahewin, *Die Taten Friedrichs oder richtiger Chronica*. Darmstadt 1974 (1965), I, 7-142-5.
- (153) P. E. Schramm, *Kaiser, Könige und Päpste: Gesammelte Aufsätze zur Geschichte des Mittelalters*, Band III, Stuttgart 1969, 301.
- (154) その好例はメルゼブルクのブルーンの『サクセン戦役』(Saxonium Bellum) にみられる中傷である。cf. Wijnendaele, *op. cit.*, 193ff.
- (155) *RG, IX*, 3.
- (156) 'eiusque vicario pape Gregorio, qui nunc in carne vivit', *ibid.*, 576.
- (157) 関口武彦「改革教皇の改称」『山形大学紀要・人文科学』第十二巻 第四号（一九九三年）五三頁。
- (158) *QZG, Nr.* 18, 84f.
- (159) 'iuste Hildbrandum esse depositum tanquam maiestatis reum, qui contra imperatorem alium regem ordinaverit et rebellandi audaciam adsumpsert'; Sieberti Gemblacensis *Chronographia, op. cit.*, 364f. (a¹⁰⁸⁴).
- (160) H. Clover and M. Gibson (ed. and trans.), *The Letters of Lanfranc Archbishop of Canterbury*, Oxford 1979, Nr. 52, 164-7. ノットマンのキャンタ

- ベリー大司教期はグレゴリウス七世の教皇在位期をすっぽり覆っている。ランフランクはアレクサンデル二世期にローマを訪問したが、グレゴリウス下では一度も訪れていない。カンタベリー大司教のヨークにたいする首座権をグレゴリウスが認めなかったことも両者の疎遠化をうながした一因だったであろう。フーゴ・カンデイドゥス宛の上掲書簡において、いずれの教皇を支持するかは「両者の言い分を聞いてから」《auditis utrinque causis》決めたことと述べている点は重要である。フーゴとの接触もランフランク側から働きかけた可能性はある。グレゴリウスの死後、クレメンヌス三世は三通の書簡をランフランクに発送したが、その返事は知られていない(F. Liebermann, "Lanfranc and the Antipope", *English Historical Review* 16<1901>328-32)。しかしクレゴリウスとウイリアム一世とは、双方の気遣いと有用性への関心から友情amicitiaで結ばれていた(*The Letters*...Nr.39)。cf. Cowdrey, "Pope Gregory VII and the Anglo-Norman Church and Kingdom", *SG* 9 (1972), 79-114。なおイングランドの首座権論争については、山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』淡水社、一九九六年、第十一章を参照。
- (16) *Wenrici scolastici Trevirensis Epistola sub Theoderici episcopi Virdunensis nomine composita*. in: *QIS* 68-119.
- (162) *Excerpta ex Widois Osnabrugensis libro de controversia inter Hildebrandum et Henricum imperatorem*. in: *QIS* 240-71.
- (163) *Petri Crassi Defensio Henrici IV. regis*. in: *QIS* 174-239.
なお、ヴェンリビ、ウイゴ、ペトルス・クラッススの論争書は *MGH, Libelli* 1 にすべて収録されている。cf. Robinson, *Authority and Resistance*...: 75ff.
- (164) *QIS* 99ff. 262ff.
- (165) *QIS* 104f. cf. Weinfurter, *Canossa*...: 136.
- (166) ペトルス・クラッススの人物と作品については、*QIS* 20-4; Fliche, *La Réforme Grégorienne*...: III, 97-138; Robinson, *op. cit.*: 75-83 などを参照。
と教育については、Heidrich, *Ravenna unter Erzbischof Wibert (1073-1100)*. Sigmaringen 1984, 148-56 を参照。
- (167) グレゴリウスのローマ退去後の活動については、J. Vogel, "Gregors VII. Abzug aus Rom und sein letztes Pontifikatsjahr in Salerno" in: N. Kamp u. J. Wollasch (Hg.), *Tradition als historische Kraft*. Berlin/New York 1982, 341-9. に詳しく。
- (168) *RG*, III, 21 (1081, 3, 15)。本書簡については、野口、前掲書、二九二頁以下の詳細な分析をみられたい。
- (169) *Ep. Lag.*, Nr. 54 (a¹ 1084)。終末観的色調の濃い書簡である。'clamo, clamor, clamor clamor clamor' (*ibid.*, 130) の叫びは亡命を余儀なくされた預言者の心を揺るがす絶叫である。
- (162) *Excerpta ex Widois Osnabrugensis libro de controversia inter Hildebrandum*

(170) これをパウル・フォン・ベルンリートの創作とみなす意見もあるが (E. Vossien, *Papauté et pouvoir civil à l'époque de Grégoire VII*, Gembloux 1927, 84, および野口、前掲書、三〇三頁)、現在では真実の言葉とみなされてゐる。cf. Fuhrmann, "Gregor VII.", *op. cit.*, 173; Cowdrey, *Pope Gregory VII...*, 678-82; Goetz, *Kirchenreform...*, 141f.

(171) *BS*, I, 35, 76.

(172) MacDonal, *op. cit.*, 240. グレゴリウス七世は遺言の中で三点に言及した。まず、次期教皇候補として三人の名前をあげている。ルッカ司教アンセルムス、オステイアの司教枢機卿オド、そしてリヨン大司教ユーグである。第二に、ハインリヒ四世とウイベルトゥスの両名を除いたすべての被破門者の破門を解くと述べている。第三に、教会法的に選出され、聖教父の権威によって叙階された者だけを教皇として受け入れるようにと念を押してゐる (*BS*, I, 35, 75)。

(173) 関口武彦「聖職者独身制の形成」『歴史学研究』第七五四号(二〇〇一年)一七―三三頁。

(174) *Waterich*, c. 110, 539f.

(175) *BPD*, Nr. 57, 167; Nr. 107, 186.

La Réforme Pontificale

Takehiko SEKIGUCHI

Le pontificat de Grégoire VII (1073-85), c'est la troisième étape. En février 1075, la synode romain promulgua le fameux décret contre l'investiture laïque. Mais il ne fut pas mis en pratique immédiatement. Il y avait une question encore plus grave: les relations entre les deux pouvoirs, le *regnum* et le *secerdotium*, l'État et l'Église, la place de la monarchie dans la société chrétienne. Donc la question des investitures était secondaire.

Pour assurer la *libertas* de l'Église, il fallait réorganiser l'Église et la société sur l'autorité centrale, c'est-à-dire la primauté romaine. Grégoire VII déclarait que désobéir au pape était désobéir à la volonté de Dieu. Car la désobéissance est aussi coupable que l'idolâtrie (I Samuel 15:23). Il essayait de réduire rois et souverains, comme évêques, à n'être plus que les exécutants de la volonté du pape. Cela suscita de vives réactions de dignitaires ecclésiastiques et laïcs. L'on peut presque dire que Grégoire VII entraîna l'Église dans une impasse. Ce ne fut qu'après avoir surmonté les difficultés de la période grégorienne que la papauté réformatrice put procéder à l'établissement de la primauté dans l'Église.